

『陔餘叢考』 訓譯卷十五之下

田中良明
石井靖朗
大兼健寬
栗栖健寬
村山敬三
米田颯介
中林史朗

今回は、第十五卷之下を登載させて頂く。なお、委細前書の如く、昨年度退休を迎えられた中林史朗先生の後を承け、本作業の水先案内役は暫時田中が務める事となった。掲載の繼續を許可された漢學會に感謝したい。

本年度は多分に漏れず疫禍の影響を被り、四月以來一度も陔餘の讀書會を開けておらず、學生達には多大な迷惑をかけている。状況の経過次第ではオンラインでの開催も考慮すべきであろうが、人との讀書の功夫は五歩の内こそ練れようから、躑躅たる思いも拭えずにいる。

この卷十五之下を擔當したのは、石井靖朗（現、横濱創學館高等学校常勤講師）・大兼健寬（現、たちばな學園専任

講師）・栗栖亞矢子（現、駿臺高等學校教諭）・田中良明（現、大東文化大學東洋研究所准教授）・村山敬三（本學大學院文學研究科博士課程後期課程修了）・米田颯介（本學大學院文學研究科博士課程前期課程修了）の六人（五十音順）である。記憶に由れば、この巻の後半は二〇一二年度に中林先生のご指導の下に讀んでいる。訓譯の刊行が年年遅れている事は、一に紙幅上の都合も有るが、又は不徳の致す所、中中に原稿が集まらない事情にも因る。そうした中、早急に擔當箇所原稿を提出され、或いは擔當外の原稿整理を手傳われた諸士には感謝の念が盡きない。又、中林先生には本稿の校正にもご助力頂いた。

本訓譯の内容は、中林先生在籍當時に行われた讀書會に基づくが、原稿の執筆が遅れ、當事者との連絡は途絶しながら、幸いにも一應の形を成すを得たとはいえ、其の瑕疵有るに至っては、全て整理者たる田中の責を負う所であり、諸氏先達の叱正・指教を請うものである。

令和二年季秋 地有桐葉 天無雁札

謹識于足虎樓

〔原文〕

16 魏三祖

隋文帝開皇四年李諤上書曰魏之三祖崇尚文詞遂成風俗江左齊梁其弊彌甚質實云魏平文帝廟號太祖昭成帝廟號高祖太武帝廟號世祖按此說非也諤所云乃曹魏非元魏也三祖者太祖操世祖丕烈祖叡也陳壽三國魏志明帝紀景初元年有司奏武皇帝撥亂反正爲魏太祖文皇帝應天受命爲魏高祖帝制作興治爲魏烈祖是當明帝在日已定三祖之稱後孫盛且譏其生前豫自尊顯是李諤所云魏三祖正指曹魏也史稱操手不捨書登高必賦不天資文藻下筆成章叡自在東宮潛思書籍觀於鍾嶸詩品三祖竝列劉勰文心

彫龍亦云魏之三祖氣爽才麗則知其崇尚文詞洵爲江左之倡矣若元魏之平文昭成太武武略雖優文風未振奚暇以彫蟲爲務哉

【書キト一】

16 魏の三祖

隋の文帝の開皇四年、李諤^{*}上書して曰く「魏の三祖文詞を崇尚し、遂に風俗と成る。江左の齊・梁、其の弊彌々甚だし。」と。質實^{*}に云ふ「魏の平文帝、廟號は太祖。昭成帝、廟號は高祖。太武帝、廟號は世祖。」と。按ずるに此の説は非なり。諤云ふ所は乃ち曹魏にして元魏に非ざるなり。三祖とは、太祖操・世祖丕・烈祖叡なり。陳壽の三國魏志明帝紀に「景初元年、有司『武皇帝は亂を撥^{おさ}め正に反^{かえ}し、魏の太祖と爲る。文皇帝は天に應じ命を受け、魏の高祖と爲る。帝は制作興治して、魏の烈祖と爲る。』と奏す。」と。是れ明帝在りし日に當たり已に三祖の稱を定む。後に孫盛^{*}且に其の生前豫め自ら尊顯するを譏る。是れ李諤云ふ所の魏の三祖は正に曹魏を指すなり。史は「操は手に書を捨てず高きに登れば必ず賦し、丕は天資文藻にして筆を下せば章を成し、叡は東宮に在りしより書籍に潛思す。」と稱し、鍾嶸^{*}の詩品に觀れば、三祖竝列す。劉勰の文心彫龍も亦た「魏の三祖、氣爽才麗なり。」と云はば、則ち其の文詞を崇尚すること洵に江左の倡と爲るを知る。元魏の平文・昭成・太武の若きは、武略優なりと雖も文風未だ振はず。奚ぞ彫蟲を以て務めと爲すに暇あらんや。

【語五】

○李諤一字は士恢、趙郡の人。隋の治書侍御史。『隋書』卷六十六列傳第三十一に傳有り。本傳に「諤又以屬文之家、體尙輕薄、遞相師效、流宕忘反、於是上書曰……。魏之三祖、更尙文詞、忽君人之大道、好雕蟲之小藝。下之從上、有

同影響、競聘文華、遂成風俗。江左齊・梁、其弊彌甚、貴賤賢愚、唯務吟詠。」云々と有り、又、『資治通鑑』卷一百七十六、至德二年の條及び『資治通鑑綱目』卷三十六、陳至德二年（隋開皇四年）九月の條に略同文有り。○質實に云ふ：「御批資治通鑑綱目」卷三十六上所引馮智舒「質實」に「魏之三祖、平文帝廟號太祖、昭成帝廟號高祖、太武帝廟號世祖。」と有る。○魏の平文帝：「平文帝は拓跋鬱律、昭成帝は拓跋什翼犍のこと。共に五胡十六國時代の代國の王。『魏書』卷一序紀に「平文皇帝諱鬱律立、思帝之子也。姿質雄壯、甚有威略。……。桓帝后以帝得衆心、恐不利於己子、害帝。遂崩、大人死者數十人。天興初、尊曰太祖。……。昭成皇帝諱什翼犍立、平文之次子也。……。（建國三十九年十二月）帝崩、時年五十七。太祖即位、尊曰高祖。」と有る。太武帝は、北魏の拓跋燾のこと。『魏書』卷四上世祖紀上に「世祖太武皇帝諱燾、太宗明元皇帝之長子也。」と有り、同下に「（正平二年）三月甲寅、帝崩於永安宮、時年四十五。祕不發喪。……。常侍宗愛矯皇后令、殺東平王翰、迎南安王餘入而立之、大赦、改元爲永平。……。三月辛卯、上尊諡曰太武皇帝、葬於雲中金陵、廟號世祖。」と有る。○景初元年有：「『三國志』卷三文帝紀に「（景初元年）有司奏、武皇帝撥亂反正、爲魏太祖、樂用武始之舞。文皇帝應天受命、爲魏高祖、樂用咸熙之舞。帝制作興治、爲魏烈祖、樂用章斌之舞。三祖之廟、萬世不毀。其餘四廟、親盡迭毀、如周后稷・文・武廟祧之制。」と有り、裴松之の注に「孫盛曰、夫諡以表行、廟以存容、皆於既沒然後著焉、所以原始要終、以示百世也。未有當年而逆制祖宗、未終而豫自尊顯。昔華樂以厚斂致譏、周人以豫凶違禮。魏之羣司、於是乎失正。」と有る。○史は操は手：「『三國志』卷一武帝紀裴注所引『魏書』に「是以勅造大業、文武竝施、御軍三十餘年、手不捨書、晝則講武策、夜則思經傳、登高必賦、及造新詩、被之管絃、皆成樂章。」と有り、同卷二文帝紀に「評曰、文帝天資文藻、下筆成章、博聞彊識、才藝兼該。」と有り、同卷三明帝紀裴注所引『魏書』に「帝容止可觀、望之儼然。自在東宮、不交朝臣、不問政事、唯潛思書籍而已。」と有る。○鍾嶸の詩品：「鍾嶸は南朝梁の人。字は仲偉、潁川長社の人。梁書卷四十九列傳第四十三文學傳上に傳有り。その『詩

品』は、『隋書』經籍志四に「詩評三卷。鍾嶸撰、或曰詩品。」と有り、『詩品』卷三に「曹公古直、甚有悲涼之句。叡不如丕、亦稱三祖。」と有る。○魏の三祖氣……『文心彫龍』卷二樂府第七に「至于魏之三祖、氣爽才麗。宰割辭調、音靡節平。」と有る。

【現代語譯】

隋の文帝の開皇四年、李諤が上書して「魏の三祖は文章を尊んでおり、とうとう風俗として定着いたしました。南朝の齊と梁に至って、この弊害は益々甚だしいものとなってしまいました。」と言った。『質實』に「魏の平文帝、廟號は太祖。昭成帝、廟號は高祖。太武帝、廟號は世祖。」とある。考えてみるに、この説は誤りである。李諤が言っているのは曹魏のことであって、元魏のことではない。三祖とは、太祖曹操・世祖曹丕・烈祖曹叡のことである。陳壽の『三國志』魏書明帝紀に「景初元年、有司が『武皇帝は亂世を治めて世を正常にし、魏の太祖となりました。文皇帝は天意に應じて命を受け、魏の高祖となりました。陛下は制度を作って治世を築き、魏の烈祖となりました。』と奏上した。」とある。これは明帝が存命の時期に、すでに三祖の名稱が定まっていたという事である。後に孫盛は、明帝が生前に豫め自ら尊び顯彰した事を非難している。ここに李諤が言っている魏の三祖とは、正しく曹魏のことを指しているのである。史書では「曹操は手から書籍を離さず、高所に登れば必ず賦を成した。曹丕は天より文才を與えられ、筆を執れば文章を成した。曹叡は東宮にいた頃より、書籍に思いを巡らせていた。」というように稱賛されており、鍾嶸の『詩品』に見られる様に、三祖は並列されている。劉勰の『文心彫龍』にも「魏の三祖は、氣は爽然としており才は秀麗である。」とあるので、彼らが文章を尊ぶ事は、眞に南朝の先驅けとなっていたという事が分かる。元魏の平文帝・昭成帝・太武帝といった者達は、武勇に優れていたとはいえず、文才は十分に發揮されなかつた。どうして文章の作成に盡力する餘裕

があつたであらうか。

(栗栖亞矢子・米田颯介)

〔原文〕

17 子總管

*十年江南亂以楊素爲行軍總管討平之分註有子總管來護兒集覽引正義云子者人之嘉稱正誤云子總管猶言小總管裨將也按新唐書百官志凡軍鎮五百人有押官一人千人有子總管一人而突厥傳武后遣沙吒忠義等擊默啜將軍扶餘文宣等六人爲子總管意隋時官制亦相類也又考古人以子名官者甚多有稱子都將者魏書尉元傳元表言劉或將任農夫陳顯達領兵三千來循宿豫臣遣子都將于杳千劉龍駒等將往赴擊又表言前鎮徐州之日胡人子都將呼延籠達因於負罪使爾叛亂又團城子都將胡人王敕勳負讐南叛云云孔伯恭傳宋將沈攸之等救下邳伯恭遣子都將侯汾奚升等南北邀之攸之引退又令子都將孫天慶等斷清水路攸之順流退下伯恭部分諸將挾清南北尋攸之軍後遂大破之是也有稱子使者北齊書盧文偉傳文偉孫詢祖天保末爲築長城子使祖鴻勳傳元擢爲東道大使署封隆之邢邵李渾李象鴻勳竝爲子使新唐書韋挺傳太宗將討遼東使挺主餉運命自擇文武官四品十人爲子使是也有稱子都督者周書達奚武傳以戰功拜羽林監子都督李賢傳賢曾祖魏太武時爲子都督討兩山屠各沒於陣〔又韓果梁椿梁臺宇文深王傑伊婁穆樂遜俱嘗爲子都督各見本傳〕隋書達奚長孺傳以質直恭勤授子都督是也有稱子將者新唐書玄宗紀大武軍子將郝靈佺殺突厥默啜藩鎮傳魏博節度使樂彥禎子從訓聚亡命五百人號子將是也有稱子司者新唐書百官志尙書省六尙書兵部吏部爲前行刑部戶部爲中行工部禮部爲後行行總四司以本行爲頭司餘爲子司是也〔雲麓漫抄唐太常寺有四院天府院御衣院樂懸院神廚院皆子司耳〕凡茲稱號都非褒美之詞陳氏訓子爲小於義極得若更引唐志爲證則尤有根據矣

【書キト】

17子總管

十年、江南亂る。楊素を以て行軍總管と爲し、之を討平せしむ。分註に「子總管來護兒」と有り。集覽は正義を引きて「子なる者は人の嘉稱。」と云ひ、正誤は「子總管は、猶ほ小總管と言ふごとし、裨將なり。」と云ふ。按ずるに、新唐書百官志に「凡そ軍鎮、五百人に押官一人有り、千人に子總管一人有り。」と。而して突厥傳に「武后沙吒忠義等を遣り默啜を撃たしむるに、將軍扶餘文宣等六人を子總管と爲す。」と。意ふに、隋時の官制も亦た相類するならん。又考ふるに、古人子を以て官に名づく者甚だ多し。子都將と稱す者有り。魏書尉元傳に、元表して、「劉彧の將任農夫・陳顯達兵三千を領し、來りて宿豫に循ふ。臣子都將の于杳干・劉龍駒等を遣り將に往き赴きて撃たしめんとす。」と言ひ、又表して、「前に徐州に鎮するの日、胡人の子都將呼延籠達罪を負ふに因りて便ちに叛亂す。又、團城の子都將胡人の王敕勳を負ひて南叛す。」云云と言ふ。孔伯恭傳に、「宋將沈攸之等下邳を救ふに、伯恭子都將の侯汾・奚升等を遣り南北より之を邀へしむ。攸之引き退くに、又、子都將の孫天慶等に令して清水の路を斷たしむ。攸之流に順ひ退き下るに、伯恭諸將を部分し、清の南北を挾み攸之の軍後を尋ねしめ、遂に之を大いに破る。」と。是れなり。子使と稱する者有り。北齊書盧文偉傳に「文偉の孫詢祖、天保の末、築長城子使と爲る。」と。祖鴻勳傳に「元擢東道大使と爲り、封隆之・邢邵・李渾・李象・鴻勳を署して竝に子使と爲す。」と。新唐書韋挺傳に「太宗將に遼東を討たんとし、挺をして餉運を主らしめ、命じて自ら文武官四品十人を選ばしめ子使と爲す。」と。是れなり。子都督と稱する者有り。周書達奚武傳に「戦功を以て羽林監・子都督に拜せらる。」と。李賢傳に「賢の曾祖、魏の太武の時、子都督と爲り、兩山の屠各を討ち陣に没す。」と。「又、韓果・梁椿・梁臺・宇文深・王傑・伊婁穆・樂遜、俱に嘗て子都督と爲ること、各々本傳に見ゆ。」隋書達奚長孺傳に「質直恭勤なるを以て、子都督を授かる。」と。是れなり。子將と稱する者有り。

新唐書玄宗紀に「大武軍の子將郝靈佺、突厥の默啜を殺す。」と。藩鎮傳に「魏博節度使樂彥禎の子從訓、亡命五百人を聚め、子將と號す。」と。是れなり。子司と稱する者有り。新唐書百官志に「尙書省、六尙書、兵部・吏部を前行と爲し、刑部・戸部を中行と爲し、工部・禮部を後行と爲す。行は四司を總べ、本行を以て頭司と爲し、餘は子司と爲す。」と。是れなり。「雲麓漫抄に「唐の太常寺に四院有り、天府院・御衣院・樂懸院・神廚院、皆子司なるのみ」と。「凡そ茲の稱號都な褒美の詞に非ず。陳氏子を訓じて小と爲すは、義に於て得るを極むも、若し更に唐志を引きて證と爲さば、則ち尤も根據有らん。

【語注】

○十年江南亂……十年は、隋開皇十年。『資治通鑑綱目』卷三十六に「冬十一月、江南亂。」云々と見え、その分註に「子總管來護兒曰、吳人輕銳、利在舟楫。」云々と有る。○集覽は正義……『御批資治通鑑綱目』卷三十六上所引王幼學の『集覽』に「子總管。總管官名。正義曰、子者人之嘉稱。子總管、舉其官而稱子然。」と有る。『正義』は未詳。○正誤は子總……『御批資治通鑑綱目』卷三十六上所引陳濟の『正誤』に「子總管。今按、子總管猶言小總管、裨將也。見後四十三卷子將註。」と有る。なお、陳氏が後の四十三卷子將の註を見よと言うのは、四十三卷唐開元四年六月分註の「子將」に『集覽』が「子者人之嘉稱。將者官稱也。舉其官而稱子焉。」と「子總管」と同様の誤りを犯していることを指摘するものである。○新唐書百官……『新唐書』卷四十九下志第三十九下百官志四下、外官、鎮に見える。○突厥傳に武……『新唐書』卷二百一十五上列傳第一百四十一上、突厥上に、「詔沙吒忠義爲河北道前軍總管、李多祚爲後軍總管、將軍岨夷公福富順爲奇兵總管、擊虜。時中宗還自房陵、爲皇太子、拜行軍大元帥、以納言狄仁傑爲副、文昌右丞宋玄爽爲長史、左肅政臺御史中丞霍獻可爲司馬、右肅政臺御史中丞吉頊爲監軍使、將軍扶餘文宣等六人爲子總管。」と有る。

○魏書尉元傳……『魏書』卷五十列傳第三十八、尉元傳に「元又表曰、臣受命出疆……。彭城民任玄朗從淮南到鎮、稱劉或將任農夫・陳顯達領兵三千、來循宿豫。臣卽以其日、密遣覘使、驗其虛實、如朗所言。臣欲自出擊之、以運糧未接、又恐新民生變、遣子都將于杳千・劉龍駒等步騎五千、將往赴擊。」と有り、又同傳に「元表曰、臣以天安之初、……。今計彼戍兵、多是胡人。臣前鎮徐州之日、胡人子都將呼延籠達因於負罪、使爾叛亂、鳩引胡類、一時扇動。賴威靈遐被、罪人斯戮。又圍城子都將胡人王敕勲負羣南叛、每懼姦圖、狡誘同黨。」と有る。○孔伯恭傳に……『魏書』卷五十一列傳第三十九、孔伯恭傳に、「時攸之・吳愷公等率衆數萬來援下邳、屯軍焦墟曲、去下邳五十餘里。伯恭遣子都將侯汾等率騎五百在水南、奚升等五百餘騎在水北、南北邀之。伯恭密造火車攻具、欲水陸俱進。攸之等既聞、將戰、引軍退保樊階城。伯恭又令子都將孫天慶等步騎六千向零中峽、斫木斷清水路。劉或寧朔將軍陳顯達領衆二千溯清而上、以迎攸之、屯于睢清合口。伯恭率衆渡水、大破顯達軍、俘斬十九。攸之聞顯達軍敗、順流退下、伯恭部分諸將、俠清南北尋攸之軍後。伯恭從睢陵城東向零中峽、分軍爲二道、遣司馬范師子等在清南、伯恭從清西、與攸之合戰、遂大破之。」と有る。○北齊書盧文……『北齊書』卷二十二列傳第十四、盧文偉傳に「詢祖、初襲爵封大夏男。……。天保末、以職出爲築長城子使。」と有る。○祖鴻勳傳に……『北齊書』卷四十五文苑傳祖鴻勳傳に、「永安初、元擢爲東道大使、署封隆之、邢邵・李渾・李象・鴻勳並爲子使。」と有る（百衲本は元擢を元羅に作り、元羅は江陽王元繼の子。『魏書』卷十六列傳第四、道武七王列傳、京兆王黎傳に并傳。）。○新唐書韋挺……『新唐書』卷九十八列傳第二十三、韋挺傳に「初、挺爲大夫時、馬周爲監察御史、挺不甚禮。及周爲中書令、帝欲漸試用之、周言挺恨于自用、非宰相器、遂止。帝將討遼東、擇主餉運者。周言挺才任粗使、帝謂然。挺父故爲營州總管、嘗經略高麗、故札藏家、挺上之。帝悅曰、自幽距遼二千里無州縣、吾軍靡所仰食、卿爲朕圖之。苟吾軍用不乏、是公之功。其自擇文武官四品十人爲子使、取幽・易・平三州銳士若馬各二百以從。卽詔河北列州皆取挺節度、許以便宜。」と有る。○周書達奚武……『周書』卷十九列傳第十一、達奚

武傳に「武少倜儻、好馳射、爲賀拔嶽所知。嶽征關右、引爲別將、武遂委心事之。以戰功拜羽林監・子都督。」と有る。
○李賢傳に賢……『周書』卷二十五列傳第十七、李賢傳に「曾祖富、魏太武時以子都督、討兩山屠各歿於陣、贈寧西將軍・隴西郡守。」と有る。○又韓果梁椿……韓果・梁椿・梁臺・宇文深（測の弟）は『周書』卷二十七列傳第十九に、王傑・伊婁穆は同卷二十九列傳第二十一に、樂遜は卷四十五列傳第三十七儒林傳に傳有り。○隋書達奚長……『隋書』卷五十三列傳第十八、達奚長儒傳に、「長儒少懷節操、膽烈過人。十五、襲爵樂安公。魏大統中、起家奉車都尉。周太祖引爲親信、以質直恭勤、授子都督。」と有る。○新唐書玄宗……『新唐書』卷五玄宗本紀に（開元四年六月）癸酉、大武軍子將郝靈佺殺突厥默啜。」と有る。○藩鎮傳に魏……『新唐書』卷二百一十列傳第一百三十五、藩鎮魏博、樂彥禎傳に、「子從訓、資凶悖、劫王鐸取其家、魏人不直。又聚亡命五百人、號子將、出入臥內、軍中藉藉惡之。」と有る。
○新唐書百官……『新唐書』卷四十六志第三十六、百官志一に「尙書省。尙書令一人、正二品、掌典領百官。其屬有六尙書、一曰吏部、二曰戶部、三曰禮部、四曰兵部、五曰刑部、六曰工部。六尙書、兵部・吏部爲前行、刑部・戶部爲中行、工部・禮部爲後行。行總四司、以本行爲頭司、餘爲子司。」と有る。四司は、例えば吏部に「其屬有四、一曰吏部、二曰司封、三曰司勳、四曰考功。」と有るの類。なお『舊唐書』卷四十三志第二十三、職官志二に「尙書省領二十四司。六尙書各分領四司。」と有る。○雲麓漫抄に……宋の趙彥衛「雲麓漫抄」卷七に「唐有三院。御史・侍御史謂之臺院。殿中侍御史謂之殿院。監察御史謂之察院。太常寺有四院、天府院・御衣院・樂懸院・神廚院、皆子司耳。」と有る。なお、『新唐書』卷四十八志第三十八、百官志三に「太常寺、卿一人、正三品。……有四院、一曰天府院、藏瑞應及伐國所獲之寶、禘祫則陳于廟庭。二曰御衣院、藏天子祭服。三曰樂縣院、藏六樂之器。四曰神廚院、藏御廩及諸器官奴婢。」と有る。

【現代語譯】

『資治通鑑綱目』に、隋の文帝の開皇十年、江南で反亂が起きた。楊素を行軍總管として、これを討伐平定させた。（と有り、その）分註に「子總管の來護兒」と有り。『集覽』は、『正義』を引用して「子というのは人の美稱である。」と言っており、『正誤』は、「子總管は、小總管と言うようなもので、裨將（副將）である。」と言っている。考えてみるに、『新唐書』百官志に「すべて軍鎮には、五百人毎に押官一人がおり、千人毎に子總管一人がいる。」と有り。そして突厥傳には「武后が沙吒忠義等に默啜を撃たせるのに、將軍扶餘文宣等六人を子總管とした。」と有り。思うに、隋朝の官制もまた似るものであろう。又、考えてみると、古人が子という文字で官に名づけた例はとても多い。子都將という官が有る。『魏書』尉元傳に、尉元が上表して「劉彧の部將である任農夫・陳顯達が、兵三千を従えて、宿豫まで來ました。臣元は、子都將の干杳干・劉龍駒等に往かせて、これらを攻撃させようと思いました。」と言っており、又上表して「以前、徐州を鎮守していた時、胡人の子都將である呼延籠達は、罪を負ったことからすぐに叛亂しました。又、圍城の子都將である胡人の王敕勲は、罪を負って叛亂し、南に歸順しました。」云々と言っており、（同じく『魏書』）孔伯恭傳に「宋の將である沈攸之等が下邳を救援しようとしたので、孔伯恭は、子都將である侯汾・奚升等に南北からこれを迎撃させた。沈攸之が退却すると、又、子都將の孫天慶等に命令して清水の路を斷たせた。沈攸之が清水の流に順って退却すると、孔伯恭は諸將を分け、清水の南北を挟んで沈攸之の軍の後を追わせ、沈攸之の軍を大いに打ち破った。」と有るのが、それである。子使という官が有る。『北齊書』盧文偉傳に「盧文偉の孫である盧詢祖は、天保年間末に、築長城子使となつた。」と有り、（同じく『北齊書』）祖鴻勳傳に「元擢が東道大使になると、封隆之・邢邵・李渾・李象・祖鴻勳を配下として、みな子使にした」と有り、『新唐書』韋挺傳に「太宗が遼東を討とうとした際、韋挺に兵站を任せ、韋挺自らに文武官の四品の者を十人擇ばせ、それを子使とした。」と有るのが、それである。子都督という官が有る。『周

書』達奚武傳に「戰功によって羽林監・子都督に任命された。」と有り、(同じく『周書』)李賢傳に「李賢の曾祖は、北魏の太武帝の時に、子都督となつて、兩山の屠各を討伐して、陣没した。」と有り「又、韓果・梁椿・梁臺・宇文深・王傑・伊婁穆・樂遜も、みな子都督となつたことが、各々の本傳に見られる。』、『隋書』達奚長孺傳に「達奚長孺は、純朴で眞つ直ぐであり、恭しく勤勉であることから、子都督を授けられた。」と有るのが、それである。子將という官が有る。『新唐書』玄宗紀に「大武軍の子將である郝靈佺が、突厥の默曷を殺した。」と有り、(同じく『新唐書』)藩鎮傳に「魏博節度使の樂彥禎の子である從訓は、亡命者五百人を集めて、子將と名乗つた。」と有るのが、それである。子司という官が有る。『新唐書』百官志に「尙書省、六尙書は、兵部・吏部を前行とし、刑部・戸部を中行とし、工部・禮部を後行とする。各行は四司を統括しており、本行を頭司として、その他は子司とする。」と有るのが、それである。『雲麓漫抄』に、「唐の官制では、太常寺に四院、つまり天府院・禦衣院・樂懸院・神廚院が有つたが、すべてが子司にすぎない」と有る。」すべてこれらの稱號は、どれも褒めそやしての言葉ではない。陳氏(の『正誤』)が子の文字を小の意味で讀んだのは、意味の上では十分ではあるが、もし、附け加えて『新唐書』百官志(の「すべて軍鎮には、……千人毎に子總管一人がいる」)を引用して左證としていれば、更に根據の有る説となつたであろう。

(田中良明)

【原文】

18 鹿角

十九年遣楊素等伐突厥先是諸將與突厥戰慮其騎兵奔突皆以戎車步騎相參設鹿角爲方陣騎在其內素曰此自固之道未足以取勝也於是更爲騎陣大敗之集覽引通鑑釋文曰鹿角陣名猶春秋魚麗陣也至唐僖宗咸通十一年南詔入寇攻成都會救至乃遁顏慶

復教蜀人築雍城穿塹引水滿之植鹿角分營鋪蠻知有備自是不復犯集覽則又云鹿角者以連枝木環營樹之如鹿角然何其兩不相侔也按鹿角軍中守衛之具三國時司馬懿奏罷曹爽爽不通奏留車駕宿伊水南伐樹爲鹿角發屯兵數千人以守五代時契丹圍幽州晉王遣兵救之李存審命步兵伐木爲鹿角人持一枝止則成寨契丹騎環寨而過寨中發萬弩射之人馬死傷塞路觀此則鹿角之制正與集覽後說相合三餘贅筆云今官府衙門列木於外謂之鹿角蓋鹿性警羣居則環其角圍圍如陣以防人物之害軍中寨柵埋樹木外向亦名鹿角此說最明足證釋文之謬

【書ぎ下し文】

18 鹿角

十九年、楊素等を遣り突厥を伐つ。是より先、諸將突厥と戦ひ、其の騎兵の奔突するを慮り、皆戎車歩騎を以て相參じ、鹿角を設け方陣を爲し、騎は其の内に在り。素曰く、「此自固の道、未だ以て勝ちを取るに足らざるなり。」と。是に於いて更めて騎陣を爲し、大いに之を敗る。集覽は通鑑釋文を引きて曰く「鹿角は陣名。猶ほ春秋の魚麗陣のごときなり。」と。唐の僖宗の咸通十一年に至り、南詔入寇し、成都を攻め、會々救至り乃ち遁ぐ。顔慶復蜀人に教へて雍城を築かしめ、塹を穿ち水を引きて之を滿たし、鹿角を植ゑ、營鋪を分く。蠻備有るを知り、是より復た犯さず。集覽は則ち又云ふ「鹿角は、連枝の木を以て營に環らし之を樹て、鹿角の如く然らしむ。」と。何ぞ其れ兩つながら相侔しからざるや。按ずるに、鹿角は軍中守衛の具。三國の時、司馬懿曹爽を罷むを奏し、爽奏を通さず、車駕を留め伊水の南に宿し、樹を伐りて鹿角を爲り、屯兵數千人を發し以て守る。五代の時、契丹幽州を圍み、晉王兵を遣り之を救ふ。李存審歩兵に命じて木を伐り鹿角を爲り、人ごとに一枝を持たしめ、止れば則ち寨を成す。契丹の騎寨を環りて過れば、寨中萬弩を發し之を射し、人馬死傷し路を塞ぐ。此を觀れば則ち鹿角の制は正に集覽の後說と相合す。三餘贅筆に云ふ「今官府の

衙門木を外に列するは、之を鹿角と謂ふ。蓋し鹿は性警にして、羣居すれば則ち其の角を環らし圓圍すること陣の如くし、以て人物の害を防がん。軍中の寨柵、樹木を埋め外に向くるは亦た鹿角と名づく。」と。此の説最も明にして、釋文の謬を證するに足る。

〔語注〕

○十九年楊素……十九年は、隋の開皇十九年。『資治通鑑綱目』卷三十六に「春二月、遣楊素等分道伐突厥都藍可汗。」と有り、「是より先」以下はその分註に見える。○集覽は通鑑……『御批資治通鑑綱目』卷三十六上所引『集覽』に「鹿角。通鑑釋文曰、鹿角陣名、猶春秋魚麗陣耳。」と有る。なお魚麗陣は『春秋左氏傳』桓公傳五年に見える。○唐の僖宗の……僖宗は懿宗の誤り。『資治通鑑綱目』卷五十一、唐の懿宗の咸通十一年に「二月、南詔進攻成都。」と有り、その分註に「凡援蜀諸軍皆受節制、蠻分兵拒之、乃爲所敗。會將軍宋威繼至又敗。蠻軍遂進軍、距成都二十里。蠻數遣使請和城中、依違答之。蠻復急攻、會威軍至城下、與戰遂夜遁去。初朝廷使顏慶復救成都命、威爲後繼。威乘勝先至城下、破蠻軍、慶復疾之。威飯士欲追蠻軍、慶復牒威、奪其軍、勒歸漢州。蠻至雙流阻水狼狽、造橋三日乃得過蜀、人甚恨之。顏慶復始教蜀人築壅城、穿壅引水滿之、植鹿角分營舖。蠻知有備、自是不復犯成都矣。」と有る。○集覽は則ち……『御批資治通鑑綱目』卷五十一所引『集覽』に「植鹿角。植、樹立也。以連枝木環營樹之、如鹿角然。故名鹿角」と有る。○三國の時司……『三國志』卷九、曹爽傳に「爽得宣王奏事、不通。迫窘不知所爲。」と有り、裴注に干寶『晉紀』を引き「爽留軍駕宿伊水南、伐木爲鹿角、發屯甲兵數千人以爲衛。」と有る。なお、『晉書』卷一、高祖宣帝本紀『資治通鑑』卷第七十五、魏紀七（嘉平元年）にも類似の文が見える。○五代の時契……『資治通鑑』卷第二百七十、後梁紀五（貞明三年）に「契丹圍幽州且二百日、城中危困。李嗣源・閻寶・李存審步騎七萬會於易州。……甲午、自易州北行。

……。距幽州六十里、與契丹遇。……。契丹行山上、晉兵行澗下、每至谷口、契丹輒邀之。……。至山口、契丹以萬餘騎遮其前、將士失色。……。後軍齊進、契丹兵卻、晉兵始得出。李存審命步兵伐木爲鹿角、人持一枝、止則成寨。契丹騎環寨而過、寨中發萬弩射之、流矢蔽日、契丹人馬死傷塞路。」と有り、『資治通鑑綱目』卷五十四に「晉師擊契丹敗之、幽州圍解。」と有り、その分註に略同文が有るが、『御批資治通鑑綱目』卷五十四所引『集覽』は「鹿角、注見唐懿宗咸通十一年。」と注す。○三餘贅筆―明の都邛の『三餘贅筆』「鹿角」の條。

【現代語譯】

(隋の開皇) 十九年、楊素等を派遣して突厥を討伐した。これ以前は、隋の諸將は突厥と戦う時に騎兵に突撃されることを憂慮して、いずれも戎車と歩兵・騎兵を混ぜて配置し、鹿角を設けて方陣を取り、騎兵はその中に置いていた。楊素は「これは自ら凝り固まる方法であり、勝つことのできるものではない。」と言った。そこで騎陣を取り、突厥を大破した。『集覽』は『通鑑釋文』を引いて「鹿角は陣名。春秋時代の魚麗陣のようなものである。」と言っている。(しかし) 唐の僖宗の咸通十一年に、南詔は入寇して成都を攻めたが、丁度救援軍が到着して退散した。(その時) 顔慶復が蜀人に防衛用の出城(壘城)を作らせ、塹壕を掘って水を引いて満たし、鹿角を植え、配置を分けた。南詔は備えが有るのを知って、これ以來攻め入らなかつた。(と『通鑑綱目』に記されているのに對して) 『集覽』は「鹿角は、枝の連なつた木を陣營に環らし立てて植え、鹿の角のようにさせたものである。」とも言っている。どうして二箇所で注釋が異なっているのか。考えてみるに、鹿角は軍中の守衛の道具である。三國の時、司馬懿は曹爽を罷免させようと上奏したが、曹爽はその奏を通さず、(天子の) 車駕を留めて伊水の南に宿營し、樹を伐つて鹿角を作り、屯兵數千人を徵發して守備した。五代の時、契丹が幽州を圍み、晉王(李存勗)は兵を派遣してこれを救つた。(その途中) 李存審は

歩兵に命じて木を伐つて鹿角を作り、人ごとに鹿角を一枝持たせ、突つ立たせることで寨柵を形成した。契丹の騎兵が寨柵を環つて通りかかると、寨柵内から雨霰と弩を發して騎兵を射倒し、人馬の死傷者が騎兵の動きを妨げた。これらの例から観ると、鹿角の用法はまさしく『集覽』の後者の説と一致する。『三餘贅筆』に「今の官府の衙門が外側に木を並べているのを鹿角と言う。思うに鹿は注意深い性質で、羣れでいればその角を圓く列べて陣形の様にして人や動物の害を防ぐのだろう。軍中に用いる寨柵で、樹木を埋めて枝を外側に向けている物も鹿角と呼ぶ。」と言っている。この説は最も明瞭であり、『通鑑釋文』の誤りを證明することができる。

(大兼健寛・田中良明)

〔原文〕

19 定楊

煬帝大業十三年突厥立劉武周爲定楊可汗質實云定楊郡名按楊者國姓定者戡定之義非郡名也又明年流人郭子和起兵榆林北附突厥始畢以子和爲平楊天子可見定楊平楊皆取平楊氏之意亦猶驕力稱吞漢將軍〔見史記東越傳〕石勒稱平晉王〔見晉書後趙載記〕尙讓稱平唐大將軍也〔見新唐書黃巢傳〕楊字乃木旁非阜旁馮氏混而爲一釋以郡名可謂不辨屯毛矣。

〔書キトコノ〕

19 定楊

*煬帝の大業十三年、突厥劉武周を立て定楊可汗と爲す。質實に云ふ、「定楊は、郡名。」と。按ずるに楊は國姓、定は戡定の義、郡名に非ざるなり。又明年、流人の郭子和兵を榆林に起こし、北は突厥に附く。始畢子和を以て平楊天子と爲

す。見る可し、「定楊」「平楊」は皆な楊氏を平定するの意に取るなり。亦た猶ほ驕^{*}力を吞漢將軍と稱し「史記の東越傳に見ゆ」、石勒^{*}を平晉王と稱し「晉書の後趙載記に見ゆ」、尙^{*}讓を平唐大將軍と稱する「新唐書の黃巢傳に見ゆ」がごときなり。楊の字は乃ち木旁にして、阜旁に非ず。馮氏混じて一と爲し、釋するに郡名を以てするは、屯毛を辨ぜざると謂ふべし。

【語注】

○煬帝の大業……『資治通鑑綱目』卷三十七下に「三月突厥立劉武周、爲定楊可汗、取樓煩、定襄、鴈門諸郡。」と有り、『御批資治通鑑綱目』所引の『質實』に「定楊、郡名。」と有る。○又明年流人……『資治通鑑綱目』卷三十七下に「流人郭子和起兵榆林、突厥以爲屋利設。」と有り、その分註に「南連梁師都、北附突厥。始畢以劉武周爲定楊天子、梁師都爲解事天子、子和爲平陽天子。子和固辭不敢當、乃更以爲屋利設。」と有る。○驕力を吞漢……『史記』卷一百十四東越列傳第五十四に「元鼎六年秋、餘善聞樓船請誅之、漢兵臨境、且往、乃遂反、發兵距漢道。號將軍驕力等爲『吞漢將軍』、入白沙・武林・梅嶺、殺漢三校尉。」と有る。○石勒を平晉……『晉書』卷一百四載記第四石勒上に「時胡部大張匏督・馮莫突等擁衆數千、壁于上黨、勒往從之、深爲所昵、因說匏督曰、「劉單于舉兵誅晉、部大距而不從、豈能獨立乎。」曰、「不能。」勒曰、「如其不能者、兵馬當有所屬。今部落皆已被單于賞募、往往聚議欲叛部大而歸單于矣、宜早爲之計。」匏督等素無智略、懼部衆之貳已也、乃潛隨勒單騎歸元海。元海署匏督爲親漢王、莫突爲都督部大、以勒爲輔漢將軍・平晉王以統之。」と有る。○尙讓を平唐……『新唐書』卷二百二十五下列傳第一百五十下逆臣傳下、黃巢傳に「巢以尙讓爲平唐大將軍、蓋洪・費全古副之。」と有る。

【現代語譯】

『通鑑綱目』の煬帝の大業十三年、突厥は劉武周を擁立して定楊可汗とした。馮智舒の『質實』に、「定楊は、郡名。」と言っている。考えるに楊は國姓であり、定は武力による平定の意味であつて郡名ではない。又翌年、流罪になつてゐた郭子和が榆林で兵を起こして、北は突厥に附いた。始畢河汗は郭子和を平楊天子とした。「定楊」「平楊」とはともに楊氏を平定する意味から取られてゐることがわかる。また驃力が吞漢將軍『史記』の東越傳に見える」と稱し、石勒が平晉王、『晉書』の後趙載記に見える」と稱し、尙讓が平唐大將軍『新唐書』黃巢傳に見える」と稱するのと同じようなものである。楊の字はそれこそ木旁であり阜旁ではない。馮智舒が混同して一つにして、郡名として解釋することは、屯と毛ほどの字の差異を辨えていないといえる。

(石井靖朗)

【原文】

20 文成公主

唐貞觀十五年春以文成公主嫁吐蕃實云公主高祖之女段綸之妻按新唐書諸公主傳高祖十九女其第四女高密公主下嫁長孫孝政又嫁段綸非文成也吐蕃傳貞觀十五年妻以宗女文成公主既曰宗女即非高祖之女明甚蓋元宗以前雖常與外蕃和親未有帝姬自往者故開元中鴻臚卿袁振使突厥而默棘連謂之曰吾亦知入蕃公主皆非天子女也自乾元元年肅宗以甯國公主降回紇可汗於是德憲之女相踵而適異國矣

【書ヤトコ】

20 文成公主

唐^{*}の貞觀十五年春、文成公主を以て吐蕃に嫁がしむ。質^{*}實に云ふ「公主は高祖の女、段綸の妻なり。」と。按ずるに、新唐書諸公主傳の高祖十九女に「其^{*}の第四女高密公主、長孫孝政に下嫁す。又、段綸に嫁ぐ。」と。文成に非ざるなり。吐蕃傳に「貞觀^{*}十五年、妻すに宗女の文成公主を以てす。」と。既に宗女と曰はば、即ち高祖の女に非ざるは明けきこと甚だし。蓋し元宗以前は常に外蕃と和親すと雖も、未だ帝姫の自ら往く者有らず。故^{*}に開元中、鴻臚卿の袁振突厥に使ひし、而ち默棘連之に謂ひて曰く「吾も亦た入蕃の公主は皆天子の女に非ざるを知るなり。」と。乾元元年、肅宗の甯國公主を以て回紇可汗に降さしむより、是に於いて徳・憲の女相ひ踵ぎて異國に適ぐ。

【語注】

○唐の貞觀十……『資治通鑑綱目』卷四十に「十五年春正月、以文成公主嫁吐蕃。」と有る。文成公主は、唐の皇女で、吐蕃の棄宗弄讚に嫁いだ。『舊唐書』卷一百九十六上列傳第一百四十六上・『新唐書』卷二百一十六上列傳第一百四十一上、吐蕃傳上などに記載有り。○質實に云ふ……『御批資治通鑑綱目』卷四十所引『質實』に「公主、高祖之女、段綸之妻。」と有る。○其の第四女……『新唐書』卷八十三列傳第八、諸帝公主傳の高祖十九女の四番目に「高密公主、下嫁長孫孝政、又嫁段綸。綸、隋兵部尙書文振子、爲工部尙書・衛國公。永徽六年、主薨。遺命、吾葬必令墓東向、以望獻陵、冀不忘孝也。」と有る。○貞觀十五年……『新唐書』卷二百一十六上列傳第一百四十一上、吐蕃傳上に「貞觀十五年、妻以宗女文成公主。詔江夏王道宗持節護送、築館河源王之國。」と有る。なお、『舊唐書』卷一百九十六上列傳第一百四十六上、吐蕃傳上に略同文が有るが、「宗女」の二字無し。○故に開元中……『舊唐書』卷一百九十四上列傳

第一百四十四上、突厥傳上に「毗伽可汗以開元四年即位、本蕃號爲小殺。……。十三年、玄宗將東巡、中書令張說謀欲加兵以備突厥、兵部郎中裴光庭曰「封禪者告成之事、忽此徵發、豈非名實相乖。」說曰「突厥比雖請和、獸心難測。且小殺者仁而愛人、衆爲之用、闕特勤驍武善戰、所向無前、噉欲谷深沈有謀、老而益智、李靖・徐勣之流也。三虜協心、動無遺策、知我學國東巡、萬一窺邊、何以禦之。」光庭請遣使徵其大臣扈從、則突厥不敢不從、又亦難爲舉動。說然其言、乃遣中書直省袁振攝鴻臚卿、往突厥以告其意。小殺與其妻及闕特勤・噉欲谷等環坐帳中設宴、謂振曰「吐蕃狗種、唐國與之爲婚。奚及契丹舊是突厥之奴、亦尙唐家公主、突厥前後請結和親、獨不蒙許、何也。」袁振曰「可汗既與皇帝爲子、父子豈合爲婚姻。」小殺等曰「兩蕃亦蒙賜姓、猶得尙主、但依比例、有何不可。且聞入蕃公主、皆非天子之女、今之所求、豈問眞假、頻請不得、實亦羞見諸蕃。」振許爲奏請、小殺乃遣其大臣阿史德頡利發入朝貢獻、因扈從東巡。」と有る。毗伽可汗・小殺は、『新唐書』卷二百一十五下列傳第一百四十下、突厥傳下に「毗伽可汗默棘連、本謂小殺者、性仁友。自以立非己功、讓於闕特勤、特勤不敢受。遂嗣位、實開元四年。」と有り、默棘連と同一人物。なお『新唐書』は默棘連の臺詞を「不然。二蕃皆賜姓、而得尙主、何不可云。且公主亦非帝女、我不敢有所擇、但屢請不得、爲諸國笑。」に作る。○甯國公主―『新唐書』卷二百一十七上列傳第一百四十二上、回鶻傳上に「乾元元年、回紇使者多彥阿波與黑衣大食酋閣之等俱朝、爭長、有司使異門竝進。又使請昏、許之。帝以幼女寧國公主下嫁、卽册磨延啜爲英武威遠毗伽可汗、詔漢中郡王瑀攝御史大夫爲册命使、以宗子右司郎中巽兼御史中丞爲禮會使、并以副瑀、尙書右僕射裴冕送諸境。」と有る。○德憲の女―『新唐書』卷八十三諸帝公主傳德宗の條に「燕國襄穆公主、始封咸安。下降回紇武義成功可汗、置府。」と有り、憲宗の條に「永安公主、長慶初、許下嫁回鶻保義可汗、會可汗死、止不行。」「定安公主、始封太和。下嫁回鶻崇德可汗。」と有る。

〔現代語譯〕

唐の貞觀十五年春、文成公主を吐蕃に嫁がせた。『質實』に「公主は高祖の娘で、段綸の妻である。」と有る。考えるに、『新唐書』諸公主傳の高祖十九女の條に「高祖の第四女高密公主は長孫孝政に嫁いだ。（その後）更に段綸に嫁いだ。」とある。（段綸の妻は）文成ではなかったのである。吐蕃傳に「貞觀十五年、嫁がせるのに宗女の文成公主を差しあてた。」とある。既に宗女と言われているので、高祖の娘でないことは甚だ明らかである。思うに、玄宗より以前は常に外國と和親していたとはいへ、皇帝の娘が自ら外國に往くことはなかった。だからこそ、開元年間に鴻臚卿の袁振が突厥に使者として赴いた際に、そこで默棘連は袁振に「私も異國に嫁いだという公主が皆天子の娘でないことを知っている。」と言っている。乾元元年、肅宗が甯國公主を回紇可汗に嫁がせてより、徳宗・憲宗の娘などが相次いで異國に嫁ぐようになったのだ。

（栗栖亞天子・米田颯介）

〔原文〕

21 列卒

代宗廣徳二年邠甯節度使白孝德署段秀實爲都虞候郭晞軍士爲暴秀實列卒盡取其首注槩上植市門質實云列與裂通車裂也其意蓋謂秀實車裂亂卒矣按列者陳也卒者秀實所領之卒也柳子厚段太尉逸事狀晞軍士十七人入市取酒刺酒翁壞釀器太尉列卒取十七人皆斷頭注槩上植市門外新唐書秀實本傳悉仍其文事本易曉安得以列卒爲車裂亂卒耶

【書キト】文】

21卒を列す

代宗の廣徳二年、邠甯節度使の白孝徳段秀實を署し、都虞候と爲す。郭晞の軍士暴を爲し、秀實卒を列して、盡く其の首を取り槩上に注け、市門に植う。質實に云ふ「列は裂と通ず、車裂なり。」と。其の意は蓋し秀實の亂卒を車裂するを謂ふ。按ずるに列とは、陳なり。卒とは、秀實の領する所の卒なり。柳子厚の段太尉逸事狀に、「晞の軍士十七人、市に入り酒を取り、酒翁を刺し、釀器を壞す。太尉卒を列し十七人を取り、皆頭を斷ち槩上に注け、市門の外に植う。」と。新唐書の秀實本傳は悉く其の文に仍る、事本より曉り易し、安んぞ卒を列すを以て亂卒を車裂すと爲すを得んや。

【語注】

○代宗の廣徳……『資治通鑑綱目』卷四十五上に「懷恩寇邠州、不克而遁。」と有り、その目に「初郭子儀聞虜、逼邠州。遣其子晞、將兵救之、虜攻之不克、及還又攻之不克、遂遁。晞在邠州縱士卒爲暴。節度使白孝徳患之、而不敢言。段秀實自請補都虞候。晞軍士、入市取酒、刺酒翁、壞釀器。秀實列卒、盡取其首、注槩上、植市門。晞一營大譟、盡甲、孝徳恐。秀實曰、『無傷也。請往解之。』選老嫠者一人馳馬、至晞門。甲者出、秀實笑且入曰『殺一老卒、何甲也、吾戴吾頭來矣。』晞出、秀實讓之曰、『副元帥勳塞天地、當念始終、今常侍恣卒爲暴、行且致亂。亂則罪及副元帥、郭氏功名、其存者幾何。』言未畢晞再拜曰、『公幸教晞以道、敢不從命。』叱左右皆解甲敢譁者死。秀實因留宿軍中、旦、俱至孝徳所謝。」と有る。『新唐書』卷一百五十三列傳第七十八、段秀實傳に略同文有り。又、郭晞とは郭子儀の子であり、『新唐書』卷一百三十七列傳第六十二、郭晞傳に「郭」晞、吐蕃・回紇入寇、加御史中丞、領朔方軍援邠州、與馬璘合軍擊虜、破之。」と有る。○柳子厚の段……柳宗元の『柳河東集』卷八、段太尉逸事狀に「晞軍士十七人、入市取酒、又

以刃刺酒翁、壞釀器。酒流溝中、太尉列卒取十七人、皆斷頭注槩上、植市門外。」と有る。

【現代語譯】

『通鑑綱目』の唐の代宗の廣徳二年に、邠寧節度使の白孝徳は段秀實を都虞候の位に就けた。郭子儀の子の郭晞の兵士が暴動を起こし、秀實は兵卒を列して、郭晞の兵士の首をことごとく打ち取り槩の上にそれを刺して、市門に植えた。『質實』に、「列は裂と通じ、車裂のことである。」と言っており、その意味は思うに段秀實が亂卒を車裂したと謂うことだろう。考えるに列は、陳列のことであり、卒は、段秀實の率いる兵士のことである。柳子厚の段太尉逸事狀に、「郭晞の兵士十七人は、市に入り酒を奪い、酒屋の店主を刺殺して、釀器を壞した。段太尉は士卒を列して十七人を取り抑え、全員を斷頭して槩の上に着けて、市門の外にその槩を植えた。」とある。『新唐書』の段秀實の本傳はことごとくこの文章に依據しており、話は元々理解し易いのに、どうして卒を列することを亂卒を車裂すると解釋することができようか。

(石井靖朗)

【原文】

22 四夔

徳宗貞元二年以劉滋崔造齊映同平章事分注云造少與韓會盧東美張正則爲友以王佐自許時人謂之四夔質實云夔獸名又山鬼此說非也夔字當是夔龍之夔蓋四人期許過高故時人因其自命而擬諸舜臣非取鬼與獸之義以譏之也劉賓客嘉話錄崔丞相造布衣時江左人號曰白衣夔審以鬼與獸譏之奚必名之以白衣乎是可悟當日品題之本意也

徳宗の貞元二年、劉*滋・崔造*・齊映*を以て同に章事を平せしむ。分注に云ふ、「造少きとき韓會・盧東美・張正則と友と爲り、王佐を以て自ら許す。時人之を四夔と謂ふ。」と。質實に云ふ「夔は獸の名、又は山鬼なり。」と。此の説非なり。夔の字は倉に是れ夔*龍の夔なるべし。蓋し四人の期許高きに過ぐ。故に時人其の自ら命ずるに因りて諸を舜の臣に擬す。鬼と獸との義を取りて以て之を譏るに非ざるなり。劉賓客嘉話録に「崔丞相造布衣の時、江左の人號して白衣夔と曰ふ。」と。審まことに鬼と獸とを以て之を譏れば、奚ぞ必ず之に名づくるに白衣を以てせんや。是れ當日品題の本意なるを悟る可きなり。

【語注】

○徳宗貞元二年……『資治通鑑綱目』卷四十七に「(徳宗貞元) 二年春正月、以劉滋・崔造・齊映同平章事。」と有り、分注に「造少與韓會・盧東美・張正則爲友、以王佐自許、時人謂之四夔。」云々と有る。○劉滋―唐の劉知幾の孫。字は公茂。『舊唐書』卷一百三十六列傳第八十六・『新唐書』卷一百三十二列傳第五十七、劉滋傳に傳有り。○崔造―字は玄宰。唐の博陵安平の人。『舊唐書』卷一百三十列傳第八十・『新唐書』卷一百五十列傳第七十五、崔造傳に傳有り。○齊映―唐の瀛州高陽の人。『舊唐書』卷一百三十六列傳第八十六・『新唐書』卷一百五十列傳第七十五、齊映傳に傳有り。○質實に云ふ……『御批資治通鑑綱目』卷四十七上所引「質實」に「四夔。夔渠爲反。獸名、又山鬼。孔叢子云、土石之怪曰夔。說見韓文。」と有る。○夔龍―舜の臣下の夔と龍のこと。『尚書』舜典に「伯拜稽首曰、讓于夔龍。」と有り、孔傳に「夔龍、二臣名。」と有る。○劉賓客嘉話……『劉賓客嘉話録』は唐の韋絢の撰。『新唐書』藝文志に「韋絢、劉

公嘉話録、一卷。』、『宋史』藝文志に「韋絢、戎幕閑談一卷。又、劉公嘉話一卷。賓客佳話一卷。」と著録有り。韋絢が江陵少尹であった時に、嘗て長慶元年に白帝城にて劉禹錫劉禹錫に聞く所を追述したものである。「崔丞相造布衣時、江左士人號曰白衣夔。時有四人、一是東美張、其二遺亡。」云々と有る。

〔現代語譯〕

〔通鑑綱目〕に「徳宗の貞元二年に、劉滋・崔造・齊映と一緒に宰相の仕事を行わせた（と有る）。分注に「崔造は若い頃に韓會・盧東美・張正則と友となり、王の補佐となる才が有ると自負していた。當時の人は彼らを四夔と言った。」とある。『質實』は「夔とは獸の名である。又は山中の怪物である。」と言う。この説は誤っている。夔の字は（舜典に見える）「夔龍」の夔の意味でなければならない。思うに、四人は自負するところ甚だ高かった。そこで當時の人は、彼らが自分で王佐と言っていたことから彼らを舜の臣下になぞらえたのである。怪物や獸の意味を取って彼らを誹謗したわけではない。『劉賓客嘉話録』に「丞相崔造が庶民であった時、江南の人たちは彼を白衣夔と呼んだ。」と有る。本當に怪物や獸の意味によって彼を誹謗したのであれば、どうして必ず白衣の語を使って名付けようか。こうして當時の世の人々が品評した時の本來の氣持ちを知るべきである。

（村山敬三）

〔原文〕

23 王忠烈

憲宗元和十五年成徳節度使王承宗卒軍士立其弟承元承元曰諸公未忘先徳不以承元年少使攝軍務承元請盡節天子以遵忠烈

王之志諸公肯從之乎衆許諾質實云王承宗卒諡忠烈按新唐書藩鎮傳王武俊爲恆冀深趙節度使封琅牙郡王德宗貞元十七年卒有司諡威烈帝更爲忠烈子士眞嗣士眞之子則承宗也夫武俊雖初叛後服然憲宗有忠節茂著之褒故承元欲遵其志若承宗者囚天子之命吏結蔡鄆之逆藩至於犯園林戕宰相此豈承元所願效者馮氏不加深考漫以忠烈爲承宗之諡豈知承宗本無諡號耶

【書き下し文】

23 王忠烈

憲宗の元和十五年、成徳節度使王承宗卒し、軍士其の弟承元を立つ。承元曰く、「諸公未だ先徳を忘れず、承元の年少きを以てせず、軍務を攝らしむ。承元請ふ、節を天子に盡くし、以て忠烈王之志に遵はんを。諸公之に肯從せんか。」と。衆許諾す。質實に云ふ「王承宗卒し、忠烈と諡せらる。」と。按ずるに、新唐書藩鎮傳に「王武俊、恆冀深趙節度使と爲り、琅牙郡王に封ぜられ、徳宗の貞元十七年卒し、有司威烈と諡せんとし、帝更めて忠烈と爲す。子の士眞嗣ぐ。」と。士眞の子は則ち承宗なり。夫れ武俊は初め叛逆し後服すと雖も、然れども憲宗には忠節茂著の褒有り、故に承元其の志に遵はんと欲す。承宗の若き者は、天子の命吏を囚へ、蔡・鄆の逆藩に結び、園林を犯し宰相を戕すに至り、此れ豈に承元の願ひ效ふ所の者ならんや。馮氏深考を加へず、漫りに忠烈を以て承宗の諡と爲すは、豈に承宗本より諡號無きを知らんや。

【附註】

○憲宗の元和……『資治通鑑綱目』卷四十九に「冬十月、成徳節度使王承宗卒。詔以田弘正代之、王承元爲義成節度使。」と有り、分註に「王承宗卒、其下祕不發喪、立承宗之弟承元。承元時年二十、曰「諸公未忘先徳、不以承元年少、使攝

軍務。承元請盡節天子以遵忠烈王之志。諸公肯從之乎。」衆許諾。承元乃視事於都將聽事、不稱留後。表請除帥諸將及鄰道爭、以故事勸之。皆不聽。詔以田弘正爲成德帥、承元移鎮滑州。將士諠譁不受命、承元以詔旨諭之。諸將號哭不從、承元出家財以散之、謂曰「諸公之意甚厚。然使承元違天子之詔、其罪大矣。昔李師道之未敗也、朝廷嘗赦其罪、師道欲行、諸將固留之。其後殺師道者亦諸將也。諸將勿使承元爲師道則幸矣。」大將李紱等固留承元、承元斬以徇軍中、乃定。」と有る。○質實に云ふ……『御批資治通鑑綱目』卷四十九上所引『質實』に「忠烈王。王承宗卒、諡忠烈。」と有る。

○新唐書藩鎮……『新唐書』卷二百一十一列傳第一百三十六、藩鎮鎮冀、王武俊傳に「王武俊字元英、本出契丹怒皆部……。興元元年赦天下、武俊大集其軍、黜僞號。詔國子祭酒董晉與中人宣慰、拜檢校工部尚書・恆冀深趙節度使、又加檢校司空・同中書門下平章事・兼幽州盧龍節度使・琅邪郡王。……。貞元十七年死、年六十七。羣臣奉慰天子、如渾瑊故事、贈太師。有司諡威烈、帝更爲忠烈。士眞襲位。士眞、其長子也。……。元和初、卽拜同中書門下平章事。四年死、贈司徒、諡曰景襄。軍中推其子承宗爲留後。……。十五年死、贈侍中。軍中推其弟承元爲留後。承元不敢世于鎮、詔用爲義成軍節度使、事見本傳。」と有る。○承宗の若き……『新唐書』卷二百一十一列傳第一百三十六、藩鎮鎮冀、王承宗傳に「承宗奉詔恭甚、請上德・棟二州。遂以檢校工部尚書嗣領節度、而以德州刺史薛昌朝爲保信軍節度使、統德・棣昌朝、嵩子也。與承宗故姻家、帝因欲離其親將、故命之。詔未至、承宗馳騎劫而歸、囚之。……。七年……。及吳元濟反、承宗與李師道上書請宥、教其將尹少卿爲蔡游說、見宰相語不遜、武元衡怒、叱遣之。承宗怨甚、與師道謀、遣惡少年數十曹伏河陰、乘昏射吏、吏奔潰、因火漕院、人趣火所、鬪死者十餘輩、縣大發民捕盜、亡去不獲、凡敗錢三十萬緡、粟數萬斛。未幾、張晏等賊宰相元衡、京師大索、天子爲盱食。」と有る。

【現代語譯】

憲宗の元和十五年、成徳節度使の王承宗が没すると、軍士はその弟の王承元を擁立した。承元は「諸公は先人の徳を忘れず、承元を年若いと見捨てずに、軍務を取らせてくれた。（しかし）承元は、天子に忠節を盡くすことで、忠烈王の志に順いたく思う。諸公も従ってくれようか。」と言った。軍士たちは許諾した（と『通鑑綱目』に有る）。馮智舒の『質實』は「王承宗が没すると、忠烈と諡された。」と言っている。考えてみるに、『新唐書』藩鎮傳に「王武俊は、恆冀深趙節度使となり、琅牙郡王に封ぜられ、徳宗の貞元十七年に没し、有司は威烈と諡しようとしたが、帝が忠烈と改めた。子の士眞が嗣いだ。」と有る。王士眞の子が王承宗である。そもそも王武俊は初めは唐朝に叛して後から服従したものの、しかしながら憲宗に對しては忠節顯著の褒が有り、そのために王承元は彼の志に順おうと思つたのである。王承宗などは、天子の使者を捕らえ、朝廷に背いた蔡州の吳元濟や鄆城の李師道等と結託し、園林を犯し宰相を殺してまでいるのであるから、これをどうして承元が倣おうと思おうか。馮氏が深く考えもせず、妄りに忠烈を王承宗の諡としているのは、王承宗にはもともと諡號が無いことを分かつていないのである。

（栗栖亞矢子・田中良明）

【原文】

24 兗海曹華

穆宗長慶二年宣武押牙李弁作亂忠武李光顔兗海曹華皆以兵討弁屢敗之質實云兗海曹華四州名按新唐書穆宗紀長慶二年七月戊申李弁陷宋州丙辰兗節度使曹華及李弁戰於宋州敗之曹華傳華爲兗海節度使李弁叛以兵取宋州華不待命以兵逆擊破之馮氏不察誤以人名爲地名殊堪鼓掌又綱目於元和十四年書以棗州刺史曹華爲沂海觀察使質實云曹華宋州楚邱人夫牧棗之

曹華即破齊之曹華也乃前則據本傳以詳之茲則憑臆見以釋之何耶

【曹華】

24 兗海の曹華

穆宗長慶二年、宣武の押牙李齊亂を作し、忠武李光顔、兗海曹華、皆兵を以て齊を討ち、屢々之を敗る。質實に云ふ「兗・海・曹・華は、四州の名。」と。按ずるに、新唐書穆宗紀に「長慶二年七月戊申、李齊宋州を陥とす。丙辰、兗鄆節度使曹華、李齊と宋州に戦ひ、之を敗る。」と。曹華傳に「華兗海節度使と爲る。李齊叛し兵を以て宋州を取る。華命を待たず兵を以て逆撃し之を破る。」と。馮氏察せず、誤りて人名を以て地名と爲すは、殊に鼓掌に堪ふ。又、綱目は元和十四年に於いて「棣州刺史曹華を以て沂海觀察使と爲す。」と書し、質實に云ふ「曹華は、宋州楚邱の人。」と。夫れ棣に牧たるの曹華は、即ち齊を破るの曹華なり。乃るに前は則ち本傳に據り以て之を詳かにし、茲は則ち臆見に憑きて以て之を釋するは何ぞや。

【語釈】

○穆宗長慶二……『資治通鑑綱目』卷四十九に「穆宗皇帝長慶二年」秋七月、宣武押牙李齊作亂、討平之。」と有り、その分註に「初、張弘靖鎮宣武、屢賞以悅。軍士李愿性奢侈、薄賞勞而峻威刑。其妻弟寶瑗典宿直兵、瑗驕貪、軍中惡之。牙將李臣則等作亂、斬瑗・愿奔鄭州。衆推齊爲留後監軍、以聞。詔三省官與宰相議、皆以爲宜如河北故事授齊節。李逢吉曰、河北之事蓋非獲已。今若并汴州棄之、則江淮以南亦非國家有矣。杜元穎・張平叔爭之曰、奈何惜數尺之節、不愛一方之死乎。議未決、會宋亳潁州各奏請命帥、上大喜。逢吉請徵齊入朝、而以韓弘弟充鎮宣武、充素寬厚得衆心、

脫齊旅拒則命徐・許兩軍、攻其左右、而滑軍蹙其北、充必得入矣。上皆從之、齊不奉詔。忠武李光顏・充海曹華皆以兵討齊、屢敗其兵。韓充入汴境、又敗其兵於郭橋。」と有る。○李光顏―『舊唐書』卷一百六十一列傳第一百一十一・『新唐書』一百七十一列傳第九十六、李光顏傳に傳有り。○御批資治通鑑綱目所引『資治通鑑綱目質實』に、「充・海・曹・華、四州名。充、注見漢獻帝興平二年。海、注見秦二世二年。郊、曹、注見漢光武建武八年、濟陰。華、注見玄宗開元十一年。」と有る。○長慶二年七―『新唐書』卷八、穆宗本紀に「(長慶二年七月) 戊申、李齊陷宋州。丙辰、充鄆節度使曹華及李齊戰于宋州敗之。丁巳、忠武軍節度使李光顏又敗之于尉氏。八月壬申、宣武軍節度使韓充又敗之于郭橋。丙子、李齊伏誅。」と有る。○華充海節度―『新唐書』卷一百七十一列傳第九十六、曹華傳に「華惡浙地褊、請治充、許之。自李正己盜齊・魯、俗益汙驚、華下令曰、鄒・魯禮義鄉、不可忘本。乃身見儒士、春秋祀孔子祠、立學官講誦、斥家貴佐贍給、入乃知教、成就諸生、仕諸朝。鎮人害田弘正、華亟請以本軍進討、不從。進華檢校工部尚書、就充節度使。李齊叛、以兵取宋州。華不待命、以兵逆擊、破之。齊平、檢校尚書右僕射、徙鎮義成軍。」と有る。○棣州刺史曹―『資治通鑑綱目』卷四十九に「唐憲宗元和十四年、八月、以王辨爲開州刺史、誘誅之。」と有り、その分註に「朝廷議興兵討王辨、恐青鄆相扇繼變。乃除辨開州刺史、既行所在滅其導從、加以柎械、乘驢入關、腰斬東市。先是、三分鄆兵以隸三鎮及遂死。朝廷以爲師道餘黨凶態未除、以棣州刺史曹華爲沂海觀察使、引棣兵赴鎮討之。」と有り、『御批資治通鑑綱目』所引『質實』に「曹華、宋州楚丘人。」と有る。

【現代語譯】

(『資治通鑑綱目』に唐の) 穆宗長慶二年、宣武の押牙である李齊が叛亂を起こし、忠武の李光顏と充海曹華が、ともに兵を率いて李齊を討伐し、何度も打ち負かした。(と有る。)『質實』に「充・海・曹・華は、四つの州の名。」と言つて

いる。考えてみるに、『新唐書』穆宗紀に「長慶二年七月戊申、李齊が宋州を陥落させた。丙辰、兗鄆節度使の曹華が李齊と宋州で戦い、打ち負かした。」と有る。(また)曹華傳に「曹華は兗海節度使となつた。李齊が叛亂し兵を率いて宋州を奪つた。曹華は救命を待たずに兵を率いて迎撃し、李齊を打ち破つた。」と有る。馮氏智舒の『質實』が氣附かずに、人名を誤解して地名としたことは、思わずも手を打ち合わせてしまふ(程に誤つた説である)。又、『綱目』は元和十四年に「棣州刺史の曹華を沂海觀察使とした。」と書いており、(そこで)『質實』は「曹華は、宋州楚丘の人。」と言っている。いったい棣州の長官である曹華とは、つまりは李齊を破つた曹華である。それなのに、前に出てきたときには本傳に依據してよく考え、ここでは淺見によつて解釋するのは何なのだろうか。

(田中良明)

〔原文〕

25 天祐末紀年分注各鎮

唐昭宣帝天祐四年朱梁既篡綱目於紀年處雖分注云是年唐亡梁晉岐淮南西川凡五國吳越湖南荆南福建鎮南凡五鎮然是時河朔諸鎮尚存鎮冀則王鎔魏博則羅紹威易定則王處直盧龍則劉守光皆唐時藩鎮唐亡而諸鎮未滅則應與吳越等分注於紀年甲子之下不宜竟從刪削而專書吳越等五鎮也若謂河朔諸鎮皆曾受梁封爵〔梁以王鎔爲趙王羅紹威鄴王劉守光燕王王處直北平王〕不異梁之屬郡故不復分注則吳越諸鎮何嘗不受梁封爵乎〔梁以錢繆爲吳越王馬殷楚王高季昌渤海王王審知閩王劉隱南海王隱卒又以其弟巖襲封〕況高季昌又朱溫所授節度使當溫時竝未竊據乃已列之爲鎮而河朔各自擁兵據地者反不書鎮乎若謂錢繆之吳越王審知之閩馬殷之楚高季昌之南平〔初封渤海〕劉巖之南漢〔初封南海又封越〕皆有國號則鎔之趙守光之燕紹威之鄴處直之北平又何嘗無國號乎說者又謂綱目本據歐陽公五代史十國世家爲斷有世家則書無世家則不書故吳越等分注而河

朔諸鎮獨從略然李茂貞之王岐歐陽史竝無岐世家而綱目列之梁晉之下何以獨遺河朔乎綱目之意但以吳越等皆歷數傳茂貞亦稍久而河朔諸鎮則唐亡後不數年皆以次夷滅是以分別如此然既列之爲鎮則吳越等固鎮而河朔亦鎮不應於未滅時即不書鎮也似宜於紀年甲子之下一例分注如天祐四年丁卯歲下則云是歲唐亡梁晉岐淮南西川凡五國鎮冀魏博易定盧龍吳越荆南湖南福建嶺南凡九鎮以後某鎮於某年滅則於某年下注某鎮亡「魏博壬申年滅盧龍癸酉年滅鎮冀易定俱辛巳年滅」較爲得實又高季昌至梁末帝時始絕貢獻自爲一鎮則丁卯以後五六年不應即書荆南爲一鎮應於梁末帝時始列爲鎮耳又夏州李仁福一鎮歷五代至宋迄元始滅則五代紀年下似亦不可不列之諸鎮也

【書き下し文】

25 天祐末紀年分注の各鎮

唐の昭宣帝の天祐四年、朱梁既に篡す。綱目は紀年する處に於いて分注し「是の年唐亡ぶ。梁・晉・岐・淮南・西川、凡そ五國。吳越・湖南・荆南・福建・嶺南、凡そ五鎮。」と云ふと雖も、然れども是の時、河朔諸鎮尙ほ存す。鎮冀は則ち王鎔、魏博は則ち羅紹威、易定は則ち王處直、盧龍は則ち劉守光、皆唐時の藩鎮なり。唐亡ぶも諸鎮未だ滅びざれば則ち應に吳越等と與に紀年甲子の下に分注すべく、宜しく竟に刪削に従ひて専ら吳越等五鎮を書するべからざるなり。若し河朔諸鎮は皆會て梁の封爵を受け「梁は王鎔を以て趙王と爲し、羅紹威は鄴王、劉守光は燕王、王處直は北平王とす。」梁の屬郡と異ならざるが故に復た分注せずと謂はば、則ち吳越諸鎮は何ぞ會て梁の封爵を受けざらんや「梁は錢繆を以て吳越王と爲し、馬殷は楚王、高季昌は渤海王、王審知は閩王、劉隱は南海王とす。隱卒して又其の弟巖を以て封を襲がしむ」。況んや高季昌も又朱溫の授くる所の節度使にして、溫の時に當たり竝して未だ竊據せざるに、乃ち已に之を列して鎮と爲す。而るに河朔は各々自ら兵を擁し地に據る者なるに反つて鎮と書せざらんや。若し錢繆の吳越・

王審知の閩・馬殷の楚・高季昌の南平「初め渤海に封ぜらる」・劉巖の南漢「初め南海に封ぜられ又越に封ぜらる」は皆國號有りと謂はば、則ち鎔の趙・守光の燕、紹威の鄴・處直の北平も又何ぞ嘗て國號無けんや。說者又「綱目は本より歐陽公五代史の十國世家に據り斷を爲し、世家有れば則ち書し、世家無ければ則ち書せず、故に吳越等は分注し、而して河朔諸鎮は獨だ略に従ふのみ。」と謂ふ。然れども李茂貞の岐に王たるや、歐陽史竝して岐世家無し。而るに綱目之を梁・晉の下に列し、何を以て獨り河朔を遣てんや。綱目の意は、但だ吳越等は皆數傳を歴、茂貞も亦た稍々久しく、而して河朔諸鎮は則ち唐亡びし後數年ならずして皆以て次ぎて夷滅するを以てするのみ。是を以て分別此の如し。然れども既に之を列し鎮と爲せば、則ち吳越等は固より鎮にして河朔も亦た鎮なれば、應に未だ滅びざる時に於いて即ち鎮と書せざるべからざるなり。宜しく紀年甲子の下に於いて例を一にして分注すべきに似たり。天祐四年丁卯歲の下の如きは、則ち「是の歲、唐亡ぶ。梁・晉・岐・淮南・西川、凡そ五國。鎮冀・魏博・易定・盧龍・吳越・荆南・湖南・福建・嶺南、凡九鎮。」と云ひ、以後は某鎮某年に於いて滅べば、則ち某年の下に於いて「某鎮亡ぶ。」と注し「魏博は壬申の年滅び、盧龍は癸酉の年滅び、鎮冀・易定は俱に辛巳の年滅ぶ。」、較實を得ると爲す。又、高季昌は梁の末帝の時に至り始めて貢獻を絶ち、自ら一鎮と爲れば、則ち丁卯以後の五六年は應に即ち荆南を書して一鎮と爲すべからず、應に梁の末帝の時に於いて始めて列して鎮と爲すべきのみ。又、夏州の李仁福の一鎮は五代を歴て宋に至り元に迄び始めて滅べば、則ち五代紀年の下、亦た之を諸鎮に列さざる可からざるなり。

【語注】

○唐の昭宣帝……昭宣帝は唐の哀帝。朱全忠の登極は天祐四年四月。○綱目は紀年……『資治通鑑綱目』卷五十四は「丁卯四年」の下の分注に「四月以後、梁太祖皇帝朱晃開平元年。西川稱唐天復七年。是歲、唐亡、梁晉岐淮南西川凡五國、

吳越湖南荆南福建嶺南凡五鎮。」と有る。○河朔諸鎮—河朔諸鎮は所謂河朔三鎮、即ち魏博（天雄軍）・鎮冀（恆陽・成德軍）・幽州（盧龍軍）と、德宗が成德軍から分割した易定（義武軍）を指している。○王鎔—唐の僖宗の中和二年（新書本傳は三年に作る）、父が没し、年十歳で畱後に推され、後梁の時に趙王に封ぜられ、後唐の天祐十八（辛巳）年（舊史本傳は八年に作る）王德明（本の名は張文禮）の亂に没し、鎔の長子昭祚も亂に死し、殆ど族滅す。『舊唐書』卷一百四十二列傳第九十二・『新唐書』卷二百一十一列傳第一百三十六藩鎮鎮冀・『舊五代史』卷五十四唐書三十列傳第六・『新五代史』卷三十九雜傳第二十七、王鎔傳に傳有り。○羅紹威—字は端己。唐の昭宗の光化元年、父羅弘信が没し、畱後となり父の爵長沙郡王も嗣ぎ、昭宗東遷後は封を鄴王に進め、後梁の開平四年病没。『新唐書』卷二百一十一列傳第一百三十五藩鎮魏博・『舊五代史』卷十四梁書十四列傳第四・『新五代史』卷三十九雜傳第二十七、羅紹威傳に傳有り。子の羅周翰が嗣いだ、乾化二（壬申）年、楊師厚に放逐される。○王處直—字は允明。唐の昭宗の乾寧二年、同母兄王處存が没し、その子王郜が畱後となるが、光化三年、朱全忠の將張存敬に攻撃され太原に出走、王處直は朱全忠によつて畱後とされ、太原王に封ぜられ、朱全忠即位後は封を北平王に進めるが李存勗に内附し、後唐の天祐十八（辛巳）年、假子の王都に幽閉されて没す。『舊唐書』卷一百八十二列傳第一百三十二・『新唐書』卷一百八十六列傳第一百一十一・『舊五代史』卷五十四唐書三十列傳第六・『新五代史』卷三十九雜傳第二十七、王處直傳に傳有り。なお、王都が畱後となるが、後唐の明宗の時に契丹と結び、後唐の誅伐を受け、天成四（己丑）年に焚死す。○劉守光—劉仁恭の子。唐末の盧龍節度使は劉仁恭である。劉守光は父の愛妾と通じて放逐されていたが、後梁の開平元年、朱全忠の將李思安の攻撃を受けた際、劉仁恭は城中に居らず、劉守光は兵を率いて入城し李思安を撃退し、自ら盧龍節度使を稱し、父を幽閉、二年、河間郡王に封ぜられ、三年、封を燕王に進め（ともに舊史本紀）、梁の乾化元年、自ら大燕皇帝を號し、二年、李存勗の周德威に攻められ、翌（癸酉）年、捕らえられ、父子ともに殺された。『舊五代史』卷一百三十五僭偽列傳第二十一。

『新五代史』卷三十九雜傳第二十七、劉守光傳に傳有り。○錢鏐―錢鏐の誤り。唐の僖宗の光啓元年に杭州刺史となり、昭宗の景福二年に鎮海軍節度使となり、後に鎮海・鎮東軍節度使となり、天復二年、越王に、天祐元年、吳王に封ぜられ、後梁の開平元年、吳越王に封ぜられ淮南節度使を兼ね。なお、『舊五代史』本傳に「鏐於唐昭宗朝、位至太師・中書令・本郡王、食邑二萬戶。梁祖革命、以鏐爲尙父・吳越國王。」と有る。『舊五代史』卷一百三十三世襲列傳第二・『新五代史』卷六十七吳越世家第七に傳有り。○馬殷一字は霸圖。唐の昭宗の乾寧三年、湖南節度使劉建峯が死ぬと喆後となり、四年、武安軍節度使となり、後梁の開平元年、楚王に封ぜられる(舊史本紀。舊史本傳は「梁貞明中」に作る)。『舊五代史』卷一百三十三世襲列傳第二・『新五代史』卷六十六楚世家第六に傳有り。○高季昌一字は貽孫。後に後唐の獻祖(李克用の父李國昌)の諱を避け名を季興と改めている。唐末の混亂の中、荆南節度觀察喆後となり、後梁の開平元年、荆南節度使に拜せられ、吳・蜀に稱臣するも、梁末に渤海王に、後唐の同光三年、南平王に封ぜらる。『舊五代史』卷一百三十三世襲列傳第二・『新五代史』卷六十九南平世家第九に傳有り。○王審知一字は信通。唐の昭宗の乾寧四年、兄の福建觀察使王潮が死ぬと、それに代わり、また唐は福州を威武軍とし、王審知を節度使に拜し、更に琅琊郡王に封じ、後梁は閩王に封じた。『舊五代史』卷一百三十四僭偽列傳第一・『新五代史』卷六十八閩世家第八に傳有り。○劉隱―廣州刺史劉謙の長子。唐の昭宗の天祐二年、清海軍節度使徐彥若が死ぬと喆後となり、後梁の開平元年、大彭郡王に、三年、南平王に封ぜられ、乾化元年、封を南海王に進む。『舊五代史』卷一百三十五僭偽列傳第二・『新五代史』卷六十五南漢世家第五に傳有り。○劉巖―劉謙の庶子、劉隱の弟。巖は初名(舊史は初名を陟とす)、後に襲と改む。劉隱の没後、後梁の乾化二年、清海節度使に除せられ、後梁の末に南海王に封ぜられ、貞明三年、皇帝に即位し、大越と號し、乾亨と改元し、その二年、國號を漢に改めた。兄と并傳。○十國世家―『新五代史』卷六十一より七十までの吳・南唐・前蜀・後蜀・南漢・楚・吳越・閩・南平・東漢世家を指す。○李茂貞―唐の昭宗の大順元年に隴西郡王に封ぜら

れ、光化年間に封を岐王に進め、後唐は封を秦王に改め、その同光二年に病没した。『舊五代史』卷一百三十二世襲列傳第一・『新五代史』卷四十雜傳第二十八、李茂貞傳に傳有り。

【現代語譯】

唐の昭宣帝の天祐四年、朱全忠の後梁がとうとう帝位を篡奪した。『綱目』は紀年する箇處に分注を記して「この年唐が亡んだ。(中國には)梁・晉・岐・淮南・西川、全てで五箇國。吳越・湖南・荆南・福建・嶺南、全てで五鎮(つまり藩鎮が併存している)」と言っているが、しかしながらこの時、河朔の諸鎮がまだ存在していた。鎮冀は王鎔、魏博は羅紹威、易定は王處直、盧龍は劉守光、これらは皆唐の藩鎮である。唐が亡んでも諸鎮はまだ滅んでいないのだから吳越等と一緒に紀年の干支の下に分注として記すべきであり、これら諸鎮を削り去って吳越等五鎮のみを記すべきではない。もし、河朔の諸鎮はすべて後梁の封爵を受けたことがあり「後梁は王鎔を趙王、羅紹威を鄴王、劉守光を燕王、王處直を北平王とした。」後梁の屬郡と異ならないために分注に記すことがないと言うのであれば、吳越等の諸鎮は後梁の封爵を受けたことが無かったと言うのか「後梁は錢鏐を吳越王、馬殷を楚王、高季昌を渤海王、王審知を閩王、劉隱を南海王とした。劉隱が没するとその弟劉巖に封爵を嗣がせている。」ましてや高季昌も又朱溫が節度使に任命したのであり、朱溫の世には決して自據することはなかったのに、かえってここ(天祐四年)に鎮として並べてしまっている。それなのに河朔の諸鎮はそれぞれ兵を擁して各地に自據しているのに反って鎮として記さないことがあるのか。もし、錢鏐の吳越・王審知の閩・馬殷の楚・高季昌の南平「初めは渤海に封ぜられた」・劉巖の南漢「初めは南海に封ぜられ、また越に封ぜられた」はすべて國號が有るからだと言うのであれば、王鎔の趙・劉守光の燕、羅紹威の鄴・王處直の北平もまた國號が有ったではないか。論ずる者は又『綱目』はもともと歐陽脩の『五代史』の十國世家に依據し

て判断しているのので、『五代史』に世家があれば分注に記し、『五代史』に世家が無ければ記していないのであり、そのため吳越等は分注に記し、河朔の諸鎮は省略されているだけなのだ。」と言う。しかしながら、李茂貞が岐で王號を稱していても、歐陽脩の『五代史』には岐世家など無い。それが『綱目』は岐を梁・晉の下に並べておいて、何故河朔の諸鎮を捨て去っているのだ。『綱目』の意圖はただ、吳越等はいずれも數傳を経ており、李茂貞も比較的長く存續しているのに對して、河朔の諸鎮は唐が亡んだ後數年も經ずに全て相次いで根絶やしになっているからというだけである。そのためこうした區別がされているのだ。しかしながら、それらを鎮として並べたのであるならば、吳越等はそもそも鎮であり河朔もまた鎮であるのだから、滅亡するまでは鎮として記さないわけにはいかない。紀年の干支の下に體例を同じくして分注を記した方がよからう。天祐四年丁卯の歲の下であれば「この歲、唐が亡んだ。梁・晉・岐・淮南・西川、全てで五箇國。鎮冀・魏博・易定・盧龍・吳越・荆南・湖南・福建・嶺南、全てで九鎮。」と言っておいて、その後は某鎮が某年に滅んだら、その某年の下に「某鎮が亡んだ。」と注を記せば「魏博は壬申の年に滅び、盧龍は癸酉の年に滅び、鎮冀・易定はどちらも辛巳の年に滅んでいる。」、いくらか實態を明らかにしていよう。又、高季昌は後梁の末帝の時になってから後梁への貢獻を絶ち、自ら一鎮となったのだから、天祐四年以後の五六年間は荆南を鎮として記すべきではなく、後梁の末帝の時代になってから始めて鎮として並記すべきである。又、夏州の李仁福の一鎮は五代をから宋を通じて（西夏となり）元に至って始めて滅んでいるので、五代の紀年の下には、これもまた諸鎮と並記しなくてはなるまい。

（大兼健寛・田中良明）

【原文】

26 西平王

後唐莊宗同光四年殺李繼麟「即朱友謙」時李紹琛「即康延孝」在蜀其所將多河中兵河中將焦武等號哭於軍門曰西平王何罪合門屠膾我輩歸則同誅決不復東矣紹琛遂反質實云郭崇韜追諡西平王按此說非也是時崇韜甫遭枉害莊宗絕無恤典安得有西平王之追贈諸將所稱乃謂朱友謙耳友謙自朱溫時鎮河中後附於晉晉封爲西平王郭崇韜竝無此封爵也五代史康延孝傳載友謙舊將之辭曰朱公無罪二百口被誅其文明白如此而質實妄指爲崇韜杜撰亦甚矣

【書き下し文】

26 西平王

後唐の莊宗の同光四年、李繼麟「即ち朱友謙」を殺す。時に李紹琛「即ち康延孝」蜀に在り、其の將る所、河中の兵多し。河中の將焦武等軍門に號哭して曰く「西平王、何の罪ありて合門屠膾せらる。我輩歸れば則ち同に誅せられん。決して復た東せざらん。」と。紹琛遂に反す。質實に云ふ「郭崇韜、西平王と追諡せらる。」と。按ずるに此の説非なり。是の時、崇韜甫めて枉害に遭ひ、莊宗絶へて恤典無し。安んぞ西平王の追贈有るを得んや。諸將稱する所は乃ち朱友謙を謂ふのみ。友謙は朱溫の時より河中に鎮し、後に晉に附し、晉封じて西平王と爲す。郭崇韜竝して此の封爵無きなり。五代史康延孝傳に友謙の舊將の辭を載せて曰く「朱公罪無く二百口誅せらる。」と。其の文明白なること此の如し。而るに質實妄りに指して崇韜と爲すは杜撰なること亦た甚し。

○後唐の莊宗……『資治通鑑綱目』卷五十五、同光四年正月に「唐殺其睦王存乂及李繼麟。」と有り、その分註に「馬彥珪還洛陽、唐主乃下詔暴郭崇韜之罪、竝殺其諸子、朝野駭惋。保大節度使睦王存乂、崇韜之壻也。宦官言存乂攘臂稱冤言辭怨望、唐主殺之。景進言李繼麟與存乂連謀、宦者因共勸速除之。唐主乃使朱守殷殺之、復其姓名。詔繼岌誅令德、又詔李紹奇誅其家人於河中。」と有り、同年二月に「唐李紹琛反於蜀。魏王繼岌使工部尙書任圜討之。」と有り、その分註に「郭崇韜之死也、李紹琛謂董璋曰「公復欲咕囓誰門邪。」璋懼謝罪。魏王繼岌至武連、遇赦使、諭以令董璋將兵誅李令德。紹琛以不見委大驚、俄而璋過不謁、紹琛怒謂諸將曰「國家南取大梁、西定巴蜀、皆郭公之謀而吾之功也。至於去逆效順與國家犄角以破梁則朱公也。今朱・郭皆無罪族滅、歸朝之後行及我矣。冤哉、天平、奈何。」紹琛所將多河中兵。河中將焦武等號哭於軍門曰「西平王何罪闔門屠膾、我輩歸則同誅。決不復東矣。」紹琛自劔州擁兵西還、自稱西川節度使、移檄成都、招諭蜀人、衆至五萬。」と有り、『御批資治通鑑綱目』卷五十五所引『質實』はここに於いて「郭公、謂郭崇韜。朱公、謂朱友謙。……。西平王、郭崇韜追諡西平王。」と説く。○李繼麟一字は德光、初名は簡。朱全忠に仕えて假子となり名を友謙に改め、朱全忠即位後は、河中に鎮し冀王に封ぜられ、梁末に晉に内附して西平王に封ぜられ、李存勗即位後は、姓名李繼麟を賜る。『舊五代史』卷六十三唐書三十九列傳第十五・『新五代史』卷四十五雜傳第三十三、朱友謙傳に傳有り。○康延孝傳一『新五代史』卷四十四雜傳第三十二。『繼岌班師、命延孝以萬二千人爲殿、行至武連、聞朱友謙無罪見殺。友謙有子令德在遂州、莊宗遣使者詔繼岌即誅之。繼岌不遣延孝、而遣董璋。延孝已自疑、及璋過延孝軍又不謁、延孝大怒、謂其下曰「南平梁、西取蜀、其謀盡出於郭公。而汗馬之勞、攻城破敵者我也。今郭公已死、我豈得存。而友謙與我俱背梁以歸唐者、友謙之禍次及我矣。」延孝部下皆友謙舊將、知友謙被族、皆號哭訴于軍門曰「朱公無罪、二百口被誅。舊將往往從死、我等死必矣。」延孝遂擁其衆自劔州返入蜀、自稱西川節度・三川制置等使。馳檄

蜀人、數日之間、衆至五萬。」と有る。

〔現代語譯〕

後唐の莊宗の同光四年、後唐は李繼麟「つまり朱友謙」を殺した。その時、李紹琛「つまり康延孝」は蜀（征伐の歸路）にあり、（朱友謙の治めていた）河中の兵を多く率いていた。河中の將の焦武等は軍門で號哭して「西平王、何の罪が有つて族誅されたのか。我等も歸還すれば一緒に誅殺されよう。決して東歸せぬぞ。」と言つた。李紹琛はそのまま後唐に反亂を起こした。『質實』に「郭崇韜は、西平王と追諡された。」と言つてゐる。考えてみるに、この説は誤りである。この時は、郭崇韜が冤罪によつて殺されたばかりであり、莊宗は彼への臣下に對する喪葬儀禮すら行つてゐない。どうして西平王と追贈され得ようか。諸將は朱友謙を呼んでそう言つてゐるだけである。朱友謙は朱溫の世から河中に鎮しており、後に晉に内附すると、晉は彼を西平王に封じた。郭崇韜は西平王の封爵を受けたことなど無い。『五代史』康延孝傳が友謙の舊將の言葉を載せて「朱公に罪は無いのに一族郎黨二百人が誅殺された。」と言つてゐる。この文章はこゝも明白に書かれてゐる。それなのに『質實』が妄りに西平王を指して郭崇韜としてゐるのは、これもまたひどく杜撰である。

（田中良明）

〔原文〕

27 遼復號改號

綱目續編宋英宗治平三年契丹復改國號曰遼按石敬瑭天福二年契丹改號遼朱子大書於册然自後有事止書契丹故續編亦仍之

迨隆緒之初立也復國號曰大契丹「太宗太平興國七年」。閱八十餘年而洪基復改稱遼自後遂以遼書之矣夫改號復號國之大
事今耶律氏兩改而中復則當特書復號契丹於前繼書再改稱遼於後其事乃有序而可稽隆緒之復號契丹何以不特書於太平興國
中而僅見於分注也

【書ヤドコウ】

27遼の復號改號

綱目續編は宋の英宗の治平三年に「契丹復び國號を改めて遼と曰ふ。」と。按ずるに、石敬瑭の天福二年、契丹遼と改
號し、朱子册に大書するも、然れども自後事有れば止だ契丹と書すのみ。故に續編も亦た之に仍ふ。隆緒の初立に迨
や、國號を復して大契丹と曰ふ「太宗の太平興國七年」。八十餘年を閱して洪基復び遼と改稱す。自後遂に遼を以て之
を書す。夫れ改號・復號は國の大事、今耶律氏兩改して中に復せば、則ち當に特に契丹と復號するを前に書し、繼ぎて
再び遼と改稱するを後に書すべし。其の事乃ち序有りて稽ふ可し。隆緒の契丹と復號するは、何を以て太平興國中に特
書せずして僅かに分注に見すや。

【語注】

○綱目續編は……『續資治通鑑綱目』卷六に「契丹復改國號曰遼。」と有り、『御批續資治通鑑綱目』卷六所引の明の周
禮の『發明』に「契丹改號、曷爲書復。綱目於晉天福二年、書契丹改號遼矣。故書曰復。蓋春秋吳楚之君書其卒而不書
其葬者、所以避其號也。契丹是時改國號遼、蓋與中國等耳。然綱目雖紀其改號之始、繼是亦止以遼書之、其君卒則書曰
死、其侵邊則書入境、正以存内外之防不使得同於正統也。」と有る。○石敬瑭の天……『資治通鑑綱目』卷五十七に「契

丹改號遼。」と有り、『御批資治通鑑綱目』卷五十七所引の宋の尹起莘の『發明』に「春秋吳楚之君、書其卒不書其葬者、所以避其號也。契丹是時改國號遼、蓋欲與中國等耳。然綱目雖紀其改號之始、繼是亦止以契丹書之、正以存其本種之名、不使得與中國竝也。」と有る。○隆緒の初立……『續資治通鑑綱目』卷二に「秋九月、契丹耶律賢死、子隆緒立。」と有り、その分註に「契丹主賢、幸雲州至焦山有疾。命韓德讓・耶律色珍受遺詔、立長子梁王隆緒而卒。隆緒、小字文殊努生十二年矣。既嗣位諡賢曰孝成皇帝、廟號景宗、尊母蕭氏爲太后、專國事、復國號曰大契丹、改元統和。」云々と有る。○八十餘年—太平興國七（九八二）年より治平三（一〇六六）年の間を指す。なお『資治通鑑綱目』卷五、宋の仁宗の至和二（一一〇五五）年に「秋八月、契丹宗眞死、子洪基立。」と有る。

【現代語譯】

『綱目續編』は宋英宗の治平三年に「契丹が再び國號を遼と改めた。」と言っている。考えてみるに、石敬瑭の天福二年、契丹が遼と改號し、朱子は『綱目』に大書しているが、しかしながらそれ以後に事件があるとした契丹と記すだけである。そのため『續編』もそれに倣ったのだ。契丹の隆緒（聖宗）が即位すると、國號をもどして大契丹としている。「太宗の太平興國七年」。八十數年を経て洪基（遼の道宗）が遼と改稱した。これ以後『綱目續編』は（その國號を）遼と記している。そもそも改號・復號は國の大事であり、今耶律氏が二度も改めて途中でもとにもどしているのだから、きちんと前に契丹と復號したことを記し、次いで後に再び遼と改稱したことを記すべきである。そうすることで、これらの事件を順序立てて考えることができるのである。隆緒が契丹と復號したことは、どうして太平興國中に大書して特書せずに、ただ分注に示しているだけなのか。

（田中良明）

〔原文〕

28 夏人遼人

哲宗元符元年夏人寇平夏城章粲大敗之發明云夏稱人貶之也夏人輕舉入寇不爲無罪曲在夏而直在宋矣二年遼人爲夏請和發明云遼有救災恤鄰之意故特進而稱人豫在夷狄則責在中國矣夫曰曲在夏則既以宋之應兵爲無過曰責在中國又似以宋之加兵爲不仁何其豫奪之靡常也且一人字耳于夏曰貶於遼曰進然則夏人來歸永樂之俘〔元祐元年〕斯何罪而貶之遼人復來議疆事〔神宗熙寧八年〕又何德而進之哉蓋夏人遼人皆恆辭也周氏之說轉鑿矣

〔書キトコト〕

28 夏人・遼人

哲宗^{*}の元符元年、夏人平夏城を寇し、章粲大いに之を敗る。發明に云ふ「夏の人と稱するは、之を貶しむればなり。夏人の輕舉入寇するは、罪無きと爲さず。曲は夏に在りて直は宋に在り。」と。二年^{*}、遼人夏の爲に和を請ふ。發明に云ふ「遼に救災恤鄰の意有り、故に特に進め人と稱し、豫^{ゆる}すこと夷狄に在れば則ち責は中國に在り。」と。夫れ「曲は夏に在り」と曰へば、則ち既に宋の兵に應ずるを以て過無きと爲し、「責は中國に在り」と曰へば又宋の兵を加ふるを以て仁ならざると爲すに似たり。何ぞ其れ豫奪の常靡きや。且つ一人字のみなるに、夏に于いて貶しむと曰ひ、遼に於いて進むと曰ふ。然らば則ち夏人^{*}來たりて永樂の俘を歸す〔元祐元年〕は、斯れ何の罪ありてか之を貶しめん。遼人復た來たりて疆事を議す〔神宗熙寧八年〕は、又何の德ありてか之を進むるや。蓋し夏人・遼人、皆恆の辭なり。周氏の説は轉た鑿てり。

【語注】

○哲宗の元符……『續資治通鑑綱目』卷八に「冬十月、夏人寇平夏城、章榘大敗之獲其將威明阿密。」と有り、『御批資治通鑑綱目』所引の『發明』に「夏稱人貶之也、寇者賊之之詞、獲者賤之之詞、所以內宋而外夏也。夏人輕舉大衆入寇平夏不爲無罪、曲在夏而直在宋矣。」と有る。○二年遼人夏……『續資治通鑑綱目』卷八に「二年春三月、遼人爲夏請和。」と有り、『御批資治通鑑綱目』所引の『發明』に「所以見其有救災卹隣之意、深豫之也。故特進而稱人。豫在契丹則責在中國矣。」と有る。○夏人來たり……『續資治通鑑綱目』卷八に「五月春二月、夏人來歸永樂之俘、詔以米脂等四皆、界之。」と有り、その目に「夏人來歸永樂所獲吏士百四十九人、遂詔以米脂・葭蘆・浮圖・安疆四皆還之。夏得地益驕。」と有る。○遼人復た來……遼と北宋の國境交渉のこと。ここでは熙寧八年に遼使の蕭禧が開封に訪れて行われた交渉を指す。『續資治通鑑綱目』卷七に「三月、遼人復來議疆事、遣知制誥沈括報之。」と有る。

【現代語譯】

『續通鑑綱目』の北宋の哲宗の元符元年に、夏人が平夏城を攻撃して、北宋の將軍章榘が夏人を破り大勝利を治めた。『發明』に「夏のことを人と稱するのは、このことを貶めているからである。夏人が輕はずみに宋國を攻撃したことは、罪が無いとはならない。過失は夏國に在って正しいのは宋國である。」と言っている。元符二年に、遼人が夏國の爲に和平を請うて來た。『發明』に「遼には鄰人の苦難を救う憐みの氣持ちが有って、そのために特に引き立てて人と稱した、稱譽は夷狄に在りその責任は中國に在る。」と言っている。その「過失は夏國に在る」というのは、つまりすでに宋國が應戰したことを過失無しとしており、「責任は中國に在り」というのは宋國が兵を出したことを不仁であるというのに近い。どうしてその賞罰に常が無いのであろうか。それに一つの人の字だけのことであるのに、夏國には貶めると言っ

て、遼國には引き立てたと言う。それならば元祐元年に夏人が宋國に來て永樂の捕虜を歸還させたというのは、これはどのような罪が有つてこれを貶めるのであろうか。神宗の熙寧八年に遼人が再び遼と宋の國境交渉を議論しに來たといふのは、又どのような徳が有つてこれを引き立てるのであろうか。考えるに夏人・遼人はどちらも常套句であつて、周氏の説はますます穿鑿をなしたものである。

(石井靖朗)

【原文】

29 昏徳公重昏侯

建炎二年金主吳乞買廢上皇爲昏徳公靖康帝爲重昏侯徙之韓州紹興十一年金追封昏徳公爲天水郡王封重昏侯爲天水郡公按朱子綱目晉懷帝永嘉五年書漢人遷帝於平陽封平阿公六年又書漢封帝爲會稽郡公不云降封平阿公爲會稽郡公也五代漢高祖天福十二年書契丹封晉主重貴爲負義侯徙之黃龍府隱帝乾祐二年又書契丹遷故晉主重貴於建州不云遷負義侯重貴於建州也夫紀所封以著其實而仍故號以存其體朱子之權度精矣今續編書法如此較諸前書義例迥不劃一

【書き下ろし文】

29 昏徳公・重昏侯

建炎二年「金主吳乞買上皇を廢して昏徳公と爲し、靖康帝を重昏侯と爲し、之を韓州に徙す。」紹興十一年「金昏徳公に追封して天水郡王と爲し、重昏侯を封じて天水郡公と爲す。」按ずるに、朱子の綱目は晉の懷帝の永嘉五年に「漢人帝を平陽に遷し平阿公に封ず。」と書し、六年に又「漢帝を封じて會稽郡公と爲す。」と書し、「封を降して平阿公を會

稽郡公と爲す。」と云はざるなり。五代漢の高祖の天福十二年に「契丹晉主重貴を封じて負義侯と爲し之を黃龍府に徙す。」と書し、隱帝の乾祐二年に又「契丹故の晉主重貴を建州に遷す。」と書し、「負義侯重貴を建州に遷す。」と云はざるなり。夫れ封ずる所を紀すは其の實を著かにするを以てし、而して故號に仍るは其の體を存するを以てす。朱子の權度精かなり。今續編の書法此の如きなるは、諸を前書の義例に較ぶれば廻かに劃一ならず。

〔語注〕

○金主吳乞買：『續資治通鑑綱目』卷十二に「金主烏奇邁、廢上皇爲昏德公、靖康帝爲重昏侯、徙之韓州。」と有る。吳乞買は烏奇邁の舊名、姓は完顏、金の太宗。○金昏德公に：『續資治通鑑綱目』卷十四に「金追封昏德公爲天水郡王、封重昏侯爲天水郡公。」と有る。○永嘉五年に：『資治通鑑綱目』卷十八に「漢人入寇。六月、陷洛陽、殺太子詮、遷帝于平陽、封平阿公。」と有る。なお『御批資治通鑑綱目』所引の元の徐昭文の『考證』は「封、當作廢爲。」としている。○六年に又漢：『資治通鑑綱目』卷十八に「漢封帝爲會稽郡公。」と有る。なお『御批資治通鑑綱目』所引の元の汪克寬の『考異』は「封上、漏降字。」としている。○天福十二年：『資治通鑑綱目』卷五十八に「契丹封晉主重貴爲負義侯、徙之黃龍府。」と有る。なお徐昭文の『考證』は「封、當作廢。」としている。○乾祐二年に：『資治通鑑綱目』卷五十八に「契丹遷故晉主重貴於建州。」と有る。

〔現代語譯〕

〔『續通鑑綱目』は〕建炎二年に「金主の吳乞買が（宋の）上皇（徽宗）を廢して昏德公とし、靖康帝（欽宗）を重昏侯とし、これらを韓州に流した。」と記し、紹興十一年に「金は昏德公を追封して天水郡王とし、重昏侯を天水郡公に封

じた。」と記している。考えてみるに、朱子の『綱目』は晉の懷帝の永嘉五年に「漢人が帝を平陽に移動させ平阿公に封じた。」と記し、六年に又「漢が帝を會稽郡公に封じた。」と書しており、「封爵を降格させて平阿公を會稽郡公とした。」とは言っていない。(『綱目』は)五代の後漢の高祖の天福十二年に「契丹が晉主の石重貴を封じて負義侯とし、黃龍府に流した。」と記し、隱帝の乾祐二年に又「契丹がもとの晉主石重貴を建州に移動させた。」と記しており、「負義侯の石重貴を建州に移動させた。」とは言っていない。そもそも(新たな)封號を記すのはその實狀を明らかにし、(もとの)封號によつて記すのはその實體を保持するためである。朱子の書法ははつきりとしたものである。今『續編』の書法がこのようであるのは、前書『綱目』の義例と比較してはるかに統一が取れていないものである。

(栗栖亞矢子・田中良明)

〔原文〕

30 留夢炎及第

理宗淳祐四年賜禮部進士留夢炎及第發明云綱目凡書賜及第分注或載其同榜之人或載其所上之策今皆略而不存是必同榜之人皆不足紀或所上之策不足錄耳周氏此說非也國士遇我國士報之今者及第出於上賜是以國士遇夢炎也其後筦樞務晉臺司實基於此乃立人本朝毫無匡救似道專則順之而已矣國勢危則逃之而已矣敵兵至則降之而已矣國士之報果安在耶綱目特筆書之明其進身之始受恩至重而他日之反顏事讎眞狗彘弗若也奚暇計其對策之常談與綴行之衆士乎或曰是則然矣寶祐四年文天祥及第其書法與夢炎一例者何居曰信公亦狀元宰相也特書其賜第正以明其不負科名也

30 雷夢炎の及第

理宗淳祐四年、禮部進士雷夢炎に及第を賜ふ。發明に云ふ、「綱目は凡そ及第を賜ふを書すに、分注して或いは其の同榜の人を載せ、或いは其の上る所の策を載す。今皆略して存せざるは、是れ必ず同榜の人皆紀すに足らず、或いは上る所の策録すに足らざるのみ。」と。周氏の此の説非なり。國士もて我を遇せば、國士もて之に報ゆ。今者及第上賜に出づるは、是れ國士を以て夢炎を遇するなり。其の後、樞務を筭り臺司に晉むは、實に此に基く。乃るに人を本朝に立つるに、毫も匡救する無く、似道專すれば則ち之に順ふのみ。國勢危ければ則ち之を逃ぐるのみ。敵兵至れば則ち之に降るのみ。國士の報、果して安くにか在らんや。綱目特筆して之を書するは、其の進身の始め受恩至重なるに、而るに他日の反顔事讎眞に狗彘も若かざるを明かにするなり。奚ぞ其の對策の常談と綴行の衆士とを計るに暇あらんや。或ひと曰く、「是れ則ち然るなり。寶祐四年、文天祥及第するに、其の書法夢炎の一例と與にする者は、何居や。」と。曰く、信公も亦た狀元の宰相なり。其の第を賜ふを特書するは正に其の科名に負かざるを明かにするを以てなり、と。

【語注】

○理宗淳祐四……『續資治通鑑綱目』卷二十に「夏六月、賜禮部進士雷夢炎及第。」と有る。なお、『宋史』卷四十三、理宗本紀に「淳祐四年夏六月）乙亥、賜禮部進士雷夢炎以下四百二十四人及第。出身有差。」と有る。○綱目凡そ及……『御批續資治通鑑綱目』卷二十所引「發明」に「綱目凡書賜及第、分注或載其同榜之人、或載其所上之策。今而分注皆略而不存、是必同榜之人皆一時猥鄙而不足紀、所上之策或一時浮靡而不足錄耳。不然綱目何以但書雷夢炎及第、分注皆削而不書哉。厥後、夢炎用事背國降元、則其素乏風節已。可見於此矣。此綱目書法之深意、學者要當詳察焉。」と有る。

○國士もて我……『史記』卷八十六刺客列傳第二十六、豫讓傳に「至於智伯、國士遇我、我故國士報之。」と有る。○寶祐四年文……『續資治通鑑綱目』卷二十に「五月、賜禮部進士文天祥及第。」と有り、分註に「天祥以法天不息爲對、其言萬餘、帝親拔爲第一。考官王應麟奏曰、是卷古誼若龜鑑、忠肝如鐵石、臣敢爲得人賀。」と有る。○文天祥一字は宋瑞、又は履善。吉之吉水の人。『宋史』卷四百一十八列傳第一百七十七、文天祥傳に傳有り。

【現代語譯】

（『續資治通鑑綱目』宋の理宗淳祐四年に、禮部進士の留夢炎に及第を下賜した（とある）。（それに對して）『發明』に『綱目』が及第を下賜した事を書くときは、すべてその同榜の人や、その奏上した策を分註して載せる。今皆略して載せていないのは、必ずや、同榜の人が誰も皆記す程の人間でないか、奏上した策が記録する程のものでないというだけである。」と言っている。周氏のこの説は正しくない。國士としての對遇を得れば、國士としてそれに報いるものである。今、及第が理宗によって下賜されたのは、國士として留夢炎を待遇しているのである。その後、留夢炎が樞務を司り、臺司に進んだのは、まったくこのことに基づいて行われたのだ。それがこの人を朝廷に用いるや、まったく國を正し救うことがなく、賈似道が專横しても、賈似道に従順なだけだった。國勢が危くなれば、そこから逃げるだけだった。敵兵がやってくると、それに投降するだけだった。國士として報いるというあり方が、果してどこにあったらうか。『綱目』が特筆して留夢炎に及第が下賜されたことを記しているのは、彼の朝廷に仕えたその始めに、宋朝に恩を受けたことが、極めて重かったというのに、後日、國に背き仇敵に仕え、まことに犬畜生にも劣ったことを明らかにしているのである。どうして他と變わり映えしない對策や何處にでもいそうな同榜の人々について、（それを記載するかどうかを）考える必要があるか。ある人は「この『發明』の説は正しい。寶祐四年に、文天祥が及第した際に、その書法が（禮

部進士 文天祥に及第を賜ふ」と) 夢炎の一例と同じであるのはどうしたことか。」と言う。それは、信公文天祥もまた
状元の宰相であるからだ。彼が及第を下賜されたことを特書しているのは、(同じ「禮部進士」の科に及第しながらも、)
正しくその科名には何ら背くことがなかったことを明らかにするためである。

(田中良明)